

紀美野町第1回定例会会議録

平成29年3月22日（水曜日）

○議事日程（第5号）

平成29年3月22日（水）午前9時10分開議

- 第 1 議案第25号 平成29年度紀美野町一般会計予算について
- 第 2 議案第26号 平成29年度紀美野町国民健康保険事業特別会計予算について
- 第 3 議案第27号 平成29年度紀美野町国民健康保険診療所事業特別会計予算について
- 第 4 議案第28号 平成29年度紀美野町後期高齢者医療特別会計予算について
- 第 5 議案第29号 平成29年度紀美野町介護保険事業特別会計予算について
- 第 6 議案第30号 平成29年度紀美野町のかみふれあい公園運営事業特別会計予算について
- 第 7 議案第31号 平成29年度紀美野町農業集落排水事業特別会計予算について
- 第 8 議案第32号 平成29年度紀美野町野上簡易水道事業特別会計予算について
- 第 9 議案第33号 平成29年度紀美野町美里簡易水道事業特別会計予算について
- 第10 議案第34号 平成29年度紀美野町上水道事業会計予算について
- 第11 議案第36号 固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について
- 第12 閉会中の継続調査の申し出について（産業建設常任委員会）
- 第13 閉会中の継続調査の申し出について（総務文教常任委員会）
- 第14 閉会中の継続調査の申し出について（産業建設常任委員会）
- 第15 閉会中の継続調査の申し出について（議会運営委員会）
-

○会議に付した事件

日程第1から日程第15まで

○議員定数 12名

○出席議員

議席番号	氏名
1番	南 昭和君

2番 上 柏 皖 亮 君
3番 七良浴 光 君
4番 町 田 富枝子 君
5番 田 代 哲 郎 君
6番 西 口 優 君
7番 北 道 勝 彦 君
8番 向井中 洋 二 君
9番 伊 都 堅 仁 君
10番 美 野 勝 男 君
11番 美 濃 良 和 君
12番 小 椋 孝 一 君

○欠席議員

な し

○説明のため出席したもの

職 名	氏 名
町 長	寺 本 光 嘉 君
副 町 長	小 川 裕 康 君
教 育 長	橋 戸 常 年 君
消 防 長	家 本 宏 君
総 務 課 長	細 峪 康 則 君
企画管財課長	中 谷 昌 弘 君
住 民 課 長	増 谷 守 哉 君
税 務 課 長	西 岡 秀 育 君
保健福祉課長	湯 上 ひとみ 君
産 業 課 長	湯 上 章 夫 君
建 設 課 長	井 村 本 彦 君
教 育 次 長	前 田 勇 人 君
会 計 管 理 者	南 秀 秋 君

水道課長 田中克治君
まちづくり課長 西岡靖倫君
美里支所長 西敏明君
代表監査委員 向江信夫君

○欠席したもの

なし

○出席事務局職員

事務局長 大東淳悟君
書記 井戸向朋紀君

開 議

○議長（小椋孝一君） 皆さんおはようございます。早朝より御苦労さまでございます。規定の定足数に達しておりますので、これから3月16日の会議に引き続き、本日の会議を開きます。

（午前 9時10分）

○議長（小椋孝一君） 初めに、執行部より議案第36号の提出があり、本日、本会議開会前に議会運営委員会で協議いただき、日程につけ加えていますので、報告し、御了解願います。

それでは日程に入ります。

○議長（小椋孝一君） 本日の日程はお手元に配付のとおりです。

◎日程第1 議案第25号 平成29年度紀美野町一般会計予算について

○議長（小椋孝一君） 日程第1、議案第25号、平成29年度紀美野町一般会計予算について議題とします。

歳出の第6款まで質疑は終わってます。

本日は、前回の会議に引き続き、歳出第7款から質疑を行います。質疑をするときには、まずマイクを自分のほうへ向けてから、ページ数を言って質疑をしてください。

それでは歳出第7款から第8款について質疑を行います。

6番、西口 優君。

（6番 西口 優君 登壇）

○6番（西口 優君） おはようございます。まず、81ページの借地料、聞くとところによると、黒沢橋の川へ行くおりの道やとかというような話聞かせてもらったけど、この借地料と、そして85ページのこの借地料についても契約期間と場所の特定を説明を願いたいと思います。

それと、まず、今後の見通しというんですか、借地というのは当然契約期間のあることですから、契約期間内というのは、さわるということもないやろとは思うけど、その契約期間が過ぎたときに今後の対応ということについて説明を求めます。

（6番 西口 優君 降壇）

○議長（小椋孝一君） 建設課長、井村君。

（建設課長 井村本彦君 登壇）

○建設課長（井村本彦君） それでは、私のほうから西口議員の御質疑にお答えを
させていただきます。

81ページの7款土木費、1項土木管理費の1目土木総務費の14節借地料21万1,000円についてでございます。

まず、場所についてでございますが、1つは、紀美野町動木の字初生谷1310の6番地、これは町道敷地として14平方メートルを借地してございます。期間は、平成24年10月5日から平成29年10月4日の5年間となっております。

続きまして、もう1件は、紀美野町下佐々1363番地2、目的といたしましては、河川進入路ということで、面積は90平方メートルをお借りしてございます。契約期間に関しては、平成26年4月1日から平成36年の3月31日までとなって、10年間となっております。

ちなみに、最初の町道敷に関しましては、私の記憶では平成24年度であったと思うんですけども、役場内で、借地等の見直しの検討委員会がございまして、その中で、何とか処理できないかということで、企画管財課のほうと同じ賃借人でしたので、交渉していただいたんですが、そのときはちょっと、まだよう売らんということで、5年間という期間をとってやってございますので、また来年度、再度契約は切れる時点で交渉ということになるかと思っておりますので、御理解を賜りたいと思います。

以上、説明とさせていただきます。

（建設課長 井村本彦君 降壇）

○議長（小椋孝一君） 企画管財課長、中谷君。

（企画管財課長 中谷昌弘君 登壇）

○企画管財課長（中谷昌弘君） それでは、西口議員の御質疑にお答えをいたします。

85ページでございます。7款土木費、3項住宅費です。その中の14節使用料及び賃借料508万8,000円でございます。これにつきましては町営住宅7カ所の借地料でございます。関係者については14名でございます。面積につきましては、総面積1万4,951.19平米でございます。借地の期間でございますが、多いもので平成32年が期限が多ございます。33年、最長で37年というのがございます。いずれも10年間の賃貸借期間となっております。今後といたしましては、今、公営住宅の長寿命化計画の中で老朽化した団地については建てかえということで事業進めてございます。

そういった中で、今後建てかえを進める上で、新たなお家ということになりますれば、当然借地の返還ということになってございます。今、詳しく方向性はまだ決まってございませんが、そういうことになろうかと考えてございます。

以上簡単ではございますが、御説明といたします。よろしく願いいたします。

(企画管財課長 中谷昌弘君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 6番、西口 優君。

○6番 (西口 優君) 動木の町道14平方メートル、これ地主が亡くなったと思うんですけども、それについては、今現況、亡くなったら契約というのはどうなるのかなど、その辺思うんです。実際には、来年度で買うことができたなら、それはもうそれにこしたことはないと思うんだけど、今の形の中で、契約で、もし本人が亡くなった場合、どうなってしまふのかなど。ちょっとその辺相続権の関係もありますし、契約のという部分が中途半端な状態になっている状態の中で、どうなるのかなど。そういうふうな見通しというのはどうなっているのかな。ちょっとそういうふうと思うんです。

それと黒沢橋の川へおりの道、実際には川へおりの道というのは、もうあそこ保育所がなくなってしまったんで、まず、不要になってくるんかなって。昔だったら、消防用の水路の確保ということを考えたら、そういうことも必要あったんかなとは思いますが、今確かにもう消火栓というのはかなり道路の中に埋設されているから、不要になってきているんかな。ただ、こういうような状態だったら、買う交渉とかというふうにしてもしやすいというような気がするんで、今後、買い取れる方向で話は進められるのか、それとももう返還するのか、その辺の姿勢を尋ねたいと思います。それだけです。

○議長 (小椋孝一君) しばらく休憩します。

休 憩

(午前 9時21分)

再 開

○議長 (小椋孝一君) 休憩以前に引き続き会議を開きます。

(午前 9時23分)

○議長 (小椋孝一君) 6番、西口 優君。

○6番 (西口 優君) 先ほどの質問の中で、亡くなったということについては訂正して、多分所有者が変わっているであろうと。こういうふうな説明で変えさせていた

だきたいと思います。

○議長（小椋孝一君） 建設課長、井村君。

○建設課長（井村本彦君） 西口議員の再質疑にお答えをさせていただきます。確かに所有者のほう、相続で変わっておるということになってございます。期間が来年ということでございますので、相続される以前の方は、なるべく借りておいてほしいという意向があったみたいでございしますが、その方においては、まだ交渉等々入ってないんですが、来年度において、いっぱい契約が来たときに、再度うちも、もう一度交渉したいなということで思っておりますので、御理解を賜りたいと思っております。

○議長（小椋孝一君） ほかに質疑ございませんか。

5番、田代哲郎君。

（5番 田代哲郎君 登壇）

○5番（田代哲郎君） それでは土木費、7款2項道路橋梁費、1目道路橋梁維持費82、83ページにわたっています。道路橋梁維持費4,367万8,000円の計上です。この計上は、年々少しずつ計上額が安くなってるんですが、安くなってるというでも、そんなに大きな減額ではないんですが、数百万程度の減額が毎年度続いています。それで15節の工事請負費、町道補修及び舗装生活関連工事3,000万円の計上です。これは前年度も3,000万円の計上でした。平成27年度の決算額でいくと、4,831万5,960円ということになってます。必要額というのは、その都度その都度何度か補正しているんですが、以前にこの議会で一般質問した議員が、もともとこんなのは最初から1億円ぐらい当初予算で置けないかというような質問した議員があるんですけど、1億円とまでは言わなくても、当初からもう少し、せめて5,000万円ぐらいは当初で置いといてもいいのと違うか。でないと、何かあれば、予算が限られているという話になりますので、その点について、どう考えておられるのか、説明を求めます。

次に、道路橋梁新設改良費は83から84ページです。これも15節の工事請負費で2億479万1,000円、中で、町道平中通2号線改良工事が1,400万円計上されてます。それから、これ住民からの要望が強いので、この平中通の改修工事、今どんどん進められているんですが、見通しとしては、いつごろまでに終わるのか。

それからもう一つ、町道吉見1号線改良工事が2,400万の計上されてます。この町道吉見1号線改良工事についても、内容の説明を求めます。

あと河川改修工事8,000万円の計上ですが、大きいのは、私が聞いているのは、長

谷川と柴目川とかなんですけども、このほうの進捗、ほかの河川も含めて進捗状況はどうなのか、答弁求めます。

それから消防費に移ります。消防費で、常備消防費で、平成28年の火災・救急救助統計で、火災というのは、この町はそんなに多くはないんですが、やっぱり救急の出動件数というのが547件となって、依然横ばいで、ずうっと多い状態が続いています。町民の17.6人に1人が救急搬送されたことになるそうです。中でも特に高齢者が73%を占めているということで、高齢化を非常に反映しているということで、救急活動というのは非常にふえてきているというか、もう高齢化の中で非常に重要な消防の任務になっているというふうに思います。そこで19節負担金補助及び交付金、89から90ページですが、救急救命士養成研修負担金239万5,000円が計上されてます。説明資料で見ますと、指導救急救命士養成研修受講負担金1人32万4,000円、それから新規の救急救命士養成研修受講負担金が1人207万1,000円の計上になってます。お尋ねしたいのは、救急救命士は現在何人活動、新しい救急車も購入されたことであるし、高規格救急車を付して、救急救命士は現在何人で活動していて、最終的には何人にしたいというふうに考えておられるのか、その答弁を求めます。

2目の非常備消防費で、備品購入費92ページです。18節、消防用備品474万8,000円の計上で、説明資料の中にある油圧切断機113万4,000円となっておりますけども、この油圧切断機という内容について説明を求めます。

以上です。

(5番 田代哲郎君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 建設課長、井村君。

(建設課長 井村本彦君 登壇)

○建設課長 (井村本彦君) それでは、田代議員の御質疑にお答えをさせていただきます。

まず、83ページ、7款土木費、2項道路橋梁費、1目道路橋梁維持費の15節工事請負費の3,000万についてでございます。議員おっしゃるとおり、決算ベースでは、ほとんど4,800万前後を推移しているということでございますが、当初予算に関しましては、あくまで要望いただいている額等々を考慮いたしまして、財政とも検討した中で置かせていただいておりますという数字でございますので、年度途中にまた要望が多くなった場合は増額をさせていただくということで対応させていただきたいと思っております。

で、御理解を賜りたいと思います。

続きまして、84ページ、7款2項道路橋梁費の15節工事請負費の平中通2号線道路改良工事についてでございます。こちらに関しましては、平成29年度においては、延長70メートルの1,400万円ということで計上させていただいております。工事の進捗についてでございますが、平成30年度に開通するというところでございます。現在、残延長約200メートル残っております。610メートルのうちの200メートル残っております。その区間について、用地買収等々も29年度で全て完了するというので、できるだけ区間の工事をさせていただくということになってございます。

続きまして、河川改良工事でございます。進捗については、柴目川で、現在60%、長谷川で70%、28年度より工事を始めました中津川については20%の進捗となっております。一応来年度の予算の振り分けといたしましては、柴目川で4,000万、長谷川で2,500万、中津川で1,500万となっております。

続きまして、吉見1号線の1,400万の工事の内訳でございますが、延長が105メートル、幅員が4メートルの道路でございます。これに関しましては、用地買収と測量設計1年で完了するという予定になってございますので、御理解を賜りたいと思っております。

以上、簡単ですが、答弁とさせていただきます。

(建設課長 田代哲郎君 降壇)

○議長(小椋孝一君) 消防長、家本君。

(消防長 家本 宏君 登壇)

○消防長(家本 宏君) 田代議員の御質疑、まず、常備消防費の関係で救急救命士、これ現場活動救命士の現在の人員と将来的な育成の予定ということであったかと思われませんが、現在、現場活動救命士が8名でございます。12名程度まで育成していきたいというように考えてます。

次に、非常備消防費、備品の中の油圧切断機でございますが、これは消防団の中核法によりまして、新たに各分団に設置することとされました器具でございます。そう力を要せずして金属類等々を切断したり、また、物を持ち上げたり、狭隘なスペースを広げたりというふうなことで、救助活動する際に使う器具でございます。

以上、御答弁とさせていただきます。

(消防長 家本 宏君 降壇)

○議長（小椋孝一君） 5番、田代哲郎君。

○5番（田代哲郎君） 道路橋梁維持費で、今まで要望のあった分をとりあえず、それを予算化するんだと。後から、ある分については、それぞれまとめて補正でさせてもらいますという、そういう意味だと受け取ったんですけど、当初が多かったら、それだけでもっとふやすけどもというように聞こえたんですが、毎年度毎年度の決算額では大体5,000万近い金額で決算額になるんで、もう最初からそれを置いといたら、住民からの要望があって持っていても、まず言われるのは、優先順位がありましてとか、次には、予算が限られてますのでという話になりますので、今ある要望をというのではなしに、予測的に、毎年そういうふうな、それだけの決算になっているんでという、そういうことに視点を当てて、それは5,000万計上、それは金額は幾らになるかわかりませんが、もっと大きな額を計上しておいたほうがいいんじゃないかと、そのほうが要望もしやすいという気がするんですけど、その点についてどうなのか答弁を求めます。

道路橋梁新設改良費で、平中通については、今も時々見に行くとかかなり工事が進められているようです。地元の要望が非常に強い道路で、あれができれば新しいバイパスへのアクセスがしやすいということで、ただ、その道へアクセス、平という集落は、非常に道路が狭くて、その道へアクセスする道路というのが、どこともかなり吉見の地域内でも、平の地域内でも少ないという、狭いというのが現状で、そこで吉見1号線改良工事と、いわゆる平中通2号線とのアクセスの関係というのはどうなのか、その辺について答弁を求めます。

それから、河川改修工事、いずれも小規模河川の改修工事で、しかしかなりのお金がかかるんだなというふうに思います。それは非常に工事が大変なんで、ただ、柴目川とかもどんどん進みますし、長谷川もかなり進んで河川は非常に工事が整ってきています。見た目には非常によくなって、これだったら氾濫していく可能性も低いしということもあって、ただ以前から気になるのが、例えば長谷川というのは、従来から、ずっとあそこゲンジボタルの生息地で、ゲンジボタルがいるということはカワナも棲んでるということなんです。そこをずうっと改修していくとそれが当分は見られないだろうということで、また再発生するのに一定の時間がかかるのではないかというふうに、ゲンジボタルの場合は、幼虫から成虫になるまでの間にさなぎという期間があるんですけど、それは川のそばのそういう土の中へ潜り込んで、さなぎの時期を越すわけです。だから、

多分ああいうふうに兩岸をそういうふうに影響しないようなブロックを使ってるという、工事方法を使っているという説明は受けてるんですが、だから、そういうことで再発生してくるのにそれなりにかなり時間がかかるであろうというふうに見てるんですが、そういうことも含めて、そういう水生昆虫とか、小魚はどんなものがあるのか、私が見た目では、オイカワはなくて、カワムツぐらいしかいてないんですけども、そういうのの生息についてどうなるのかという、そういう配慮も今後とも続けていってほしいと思います。その点についての答弁も求めます。

消防のほうでは救急救命士、最終的に12人ということにしたいということで、8人では大変だろうと思います。範囲も広いし、何より救急救命士の活動範囲というのはずうっと広がってるんで、今までしなかった挿管活動から、いわゆるブドウ糖の緊急注射とか、それから心臓を動かすためのエピネフリンの投与とかいうのもありますし、非常に活動が複雑化してふえてきてますので、12名ということで、今後ともできるだけ活動がしやすいように、研修なりを繰り返してふやして行って、できるだけ今後もふやして、12名ということにとどまらずふやしてほしいなと思いますので、その点についての答弁を求めます。

以上です。

○議長（小椋孝一君） 建設課長、井村君。

○建設課長（井村本彦君） それでは、田代議員の再質疑にお答えをさせていただきます。83ページ、7款土木費、2項道路橋梁費の1目道路橋梁維持費の15節工事請負費の3,000万に関してでございます。予測的に計上できないかと、議員が予算を多目に計上したらどうかと言っていただけなのは、非常に我々工事を行っていく側としてはありがたいことなんでございますが、町というのは総枠の予算というのがございます。その中で我々が確保できるのは当初は3,000万であるということで御理解を賜りたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それから続きまして、84ページでございます。河川改修の長谷川の水生昆虫等々、環境の配慮についてという御質疑であったろうと思っておりますが、以前もお答えをさせていただきましたが、河川改修工事については、環境型のブロックということで、環境に配慮した工法等々も使っております。特に長谷川については、河床に関してはコンクリートを張ったりしてございません。その関係上、形態を変えてることはないであろうということで御理解を賜りたいと思っております。

それから、その下、町道吉見1号線の平中通、2号線とのアクセスの関係ということでございますが、こちらは、新しくなった龍光寺橋を渡っていただきまして、右側へ、旧の龍光寺橋のあった方向へ行く道路でございます。狭いところで2メートル50しかございません。地元の方に大変、橋はようになったんやけども、昔より利便性が悪くなったということで御要望いただきまして、今回105メートルを改良するというところでございますので、御理解を賜りたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（小椋孝一君） 消防長、家本君。

○消防長（家本 宏君） 田代議員の再質疑にお答えをさせていただきます。

議員おっしゃるとおり、救急救命士の処置範囲に関しましては、当初、救急救命士法が制定された当時に比べましたら相当な規模にまで範囲が拡大されまして、時間を要するとともに責任の重さを痛感しているところでございます。しかしながら、救急活動と申しますのは、確実に、かつ迅速にという背中合わせの両面を同時にしなければならないというような状況でございますので、今後、より確実な観察、またそれに伴う判断、それに伴う処置、こういったことをより迅速にできる、より質の高い救急業務を提供できるように精いっぱい取り組んでいきたいというふうに考えておりますので、御理解を賜りますよう、よろしく願いいたします。

以上、答弁といたします。

○議長（小椋孝一君） ほかに質疑ございませんか。

11番、美濃良和君。

（11番 美濃良和君 登壇）

○11番（美濃良和君） まず初めに、84ページ、これは土木、道路橋梁新設改良費の委託料ですけども、委託料、その手前の83ページから続きますけれども、トンネルの修繕工事測量設計委託料が550万上がっています。工事は今回見たらんですけれども、どのところを計画されておられるのか、お聞きしたいと思います。

その次の84ページに13節でつながってますけれども、ここで橋梁修繕工事測量設計委託料として900万上がってますけれども、長寿命化の計画がずっとされてきておったと思うんですが、今、その点ではどうなっておられるのか。この町は大変橋が多い町だということで、そのうち、たしか25メートル以上の橋についてやられるということだったんですけども、本当に小さな橋も含めて、震災等起こったときにいけるのかとい

うことで、そういう長寿命化の計画も含めてやられてたと思いますが、状況聞きたいと思います。

85ページ、住宅費の中の需用費で、修繕料が300万計上されております。これについて、住宅についても長寿命化の計画が持たれておったと思いますが、どのような状況になっておられるのかお聞きしたいと思います。

それから福井の住宅で、1件亡くなられた方があって、今、どうなるんやろという、皆さん心配をして見ておられますけれども、これについてどういうふうに対応されていくのか。今回は、この町営住宅の修繕料も含めて入ってくるのかお聞きしたいと思います。

消防費なんですけども、89ページ、ここで消防費の中の15の工事請負費、松ヶ峯アナログ無線中継所の撤去工事、アンテナ撤去というふうな説明があったかというふうに思うんですけれども、これについてお聞きしたいと思います。

あと91ページの消防費の中の18節の備品購入で1,686万6,000円が上がっておりますけれども、自主防災組織と消防団との関係で、この辺のところどうなっていくのか。紀美野町、よその町へ行けば、消防団に入っている率というのは住民のうちのパーセンテージは低いと思うんですけれども、紀美野町において、消防団に入っている団員の住民の地域における率というのは非常に高いと思うんです。そういう中で、人口の多いところと、それから紀美野町内の過疎が進んでいる地域におけるこの問題というのは非常に違うと思うんです。だから、自主防災組織を運営してということではいかなきゃならない、それはわかるんですけれども、その消防団を抜いて、それじゃ自主防災組織だけでというのができるのかどうか。その辺で、今、この1,686万6,000円と、それから、その人の問題ですね。自主防災組織との関係がうまくいくのかどうか、その辺のところをお聞かせいただきたいと思います。

以上、よろしく申し上げます。

(11番 美濃良和君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 建設課長、井村君。

(建設課長 井村本彦君 登壇)

○建設課長 (井村本彦君) それでは、美濃議員の御質疑にお答えをさせていただきます。

83ページの7款土木費、2項道路橋梁費の2目道路橋梁新設改良費の13節委託料

のトンネル修繕工事委託料の550万についてでございます。こちらのほうについては、昨年度トンネルの点検を実施いたしました。それに基づいて、重大ではないが調査を要するというものが出たトンネル2カ所について修繕の測量設計をするものでございます。この工事に関しては、一応これを実施した段階で工法等々を決定したいと思っておりますので、翌年度以降の施工ということになると思っておりますので御理解を賜りたいと思っております。ちなみにトンネルは、三本松トンネルと美里トンネルの2本でございます。

続きまして、同じく15節の橋梁修繕工事測量設計委託料の901万円でございます。町内には大小合わせて約285の橋梁がございます。そのうち68橋について15メートル以上の橋梁となっております。これは平成22年度に長寿命化計画を立てて実施しておるものでございまして、毎年、予算の関係もございしますが、約3橋ずつぐらいを測量と工事ということで修繕しているものでございます。ちなみに、こちらに関しては、菅沢の將軍橋、下佐々の黒沢橋、井堰の真国橋の修繕の測量設計委託を行う計画となっておりますので、御理解を賜りたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

(建設課長 井村本彦君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 企画管財課長、中谷君。

(企画管財課長 中谷昌弘君 登壇)

○企画管財課長 (中谷昌弘君) それでは、美濃議員の御質疑にお答えをいたします。

85ページでございます。7款土木費、3項住宅費、1目住宅管理費でございます。その中の修繕料300万ということでございます。それと長寿命化計画との関連ということになるんですが、この300万というのは、あくまで住宅の修繕でございます。いろんな修繕がございます。簡易な修繕、何かが壊れた、例えば水道が漏れるとか、あくまで修繕の中で簡易な修繕ということで計上してございます300万でございます。長寿命化計画で行う修繕というのは、あくまで建物を今以上に長く使うためにいろんな改修をする、壁を塗りかえたり防水をしたりということで、建物の長寿命化ということで、ここで計上してございます300万とはまた別のものとお考えいただきたいと思っております。

それと現在、町営住宅で亡くなられた方というのがございまして、御指摘のとおり、現在、住宅の明け渡しについては、当然亡くなられた後に相続権者というのがございます。その方との協議を進めている段階でございます。それができ次第、当然明け渡しを

していただくということになるかと思いますが、詳しい内容につきましては、現在のところちょっと御説明はできませんので、御理解を賜りたいと存じます。恐れ入ります。

(企画管財課長 中谷昌弘君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 消防長、家本君。

(消防長 家本 宏君 登壇)

○消防長 (家本 宏君) 美濃良和議員の御質疑、常備消防費、15節工事請負費の関連でございます。これに関しましては、現在、消防救急無線に関してはデジタル無線に移行完了しまして、デジタル無線による運用を行っているところでございますが、従前は、アナログ無線による運用ということで、この松が峯地域に中継所を設置しておりました。その関係で、アンテナを設置しておったわけですが、これがもう不要になったことから、このアンテナを撤去する工事ということでございます。

それから、自主防災組織と消防団との関係でございます。議員おっしゃるように、高齢化が進み、なおかつ人口減少といった中で、いろいろとこのようなことが多々あるかと思えます。しかしながら、常備消防、非常備消防ともにやはり大きな災害のときには、これはなくてはならない組織でありますので、やはりそういった実情の中で、その組織をより強固なものにしていく必要、これはあるんじゃないかというふうに思います。さらに、この自助という必要性の部分を確認するための自主防災組織ということでございますが、この地域の実情に応じた規模の組織として、今後やはり維持をしていかなければならないのではないかなというふうに考えております。いずれにしても、災害が発生した場合には自主防災組織、また消防団、常備消防それぞれが当然協力し合った中で、最善の対処をしていかなければならないといったように思います。まず、組織の形態というところに関しましては、いずれも必要な組織でございます。その実情に応じた規模で一応維持をしていかなければならないということになるかと思えますので、御理解を賜りたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

(消防長 家本 宏君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 11番、美濃良和君。

○11番 (美濃良和君) 83ページの道路橋梁新設改良費の中の委託料のトンネルの修繕工事測量ですけども、去年やった調査で、ちょっとひっかかったというようなことなんですよね。それで、今言われたのは三本松と美里トンネル、比較的新しいトン

ネルだというふうに思うんですけども、これがひっかかるようなものなんですか。古いトンネルならいざ知らずというふうに思うんですけども、その辺についてももう一度聞いておきたいと思います。

それから、84ページの上の橋梁との関係で、長寿命化の計画が15メートル以上、年3本ずつやっているということなんですけども、これでいったら、これいつ終わるぐらいになるんですか。それで15メートル以上というのはかなり長い橋、長い橋ばかりを68本というふうに今説明があったと思うんですけども、これがさらにまだ残ったところを、本数の点では68本、今説明あったのが285本のうちの68本が年3本ずつやってるということなんですけども、これ、その橋が落ちれば避難所にも行けないというふうなところも出てくるんじゃないかというふうに心配するんですけども、その辺のところ、早く68本をやり上げて、さらにまた、小さいけれども、重要な橋に対する対策をしていかなければならないと思いますけれども、その辺のところは、きちんと計画どおり進められているわけですか。お聞きしておきたいと思います。

あと、91ページの備品購入費のところの1,686万6,000円で、自主防災組織との関係で、自助というところでそういうものが必要なんだということなんですけれども、消防団と、それから自主防災組織というのは、さきに申しましたように非常に密接な関係になってると。要するに人口の少ない集落というんですか、そういうところになっていけばいくほど密接になってきて、そこのところの自主防災組織と、それから消防団の関係の訓練なり、また、こういうふうな施設用の備品もやはり消防団と自主防災との備品や工具、そういうものはもう少し共同に使えるというふうなことにもなってくるんかわかりませんが、何にしても消防団と自主防災組織の住民の方々が共同に密接にやっていけるような、そういうふうな訓練なり、そういうふうなところの段取りを考えていく必要があるのではないかというふうに思いますが、お聞きしたいと思います。

○議長（小椋孝一君） 建設課長、井村君。

○建設課長（井村本彦君） 美濃議員の再質疑にお答えをさせていただきます。

まず、83ページの7款土木費、1項土木管理費の2目道路橋梁新設改良費の委託料のトンネルの修繕工事に関して、この2本に関しては、新しいのになぜなということであつたらうと思うんですが、私が聞いてるところによりますと、5段階判定の2というところで、まだ悪い段階ではないと。しかし、若干漏水等々もあるので調査をしたほうがいいんじゃないかというふうな報告を受けてございますので、補助金をいただいて詳

細な調査を行うということを担当から聞いてございます。

続きまして、84ページの橋梁修繕工事委託料の件でございます。長寿命化計画については、いつ終わるのかということでございますが、これに関してはエンドレスでございます。終わったものに関しては、また次の段階で時期が来たら修繕計画を立てていかないかということでございます。

それと議員御心配の避難所等々についてはどうなのかということでございますが、これは285橋については、平成26年だったと思うんですが、法定点検というのが5年に1回義務づけられてございます。町といたしましては、短いものに関しては、職員が当然研修に行って、資格を持って点検したり、また大きなものに関しましては、業者に委託するというので、5年に1回必ず点検を義務づけられておりますので、その辺で対応できるかと思っておりますので、御理解を賜りたいと思います。

以上簡単ですが、答弁とさせていただきます。

○議長（小椋孝一君） 消防長、家本君。

○消防長（家本 宏君） 美濃良和議員の再質疑にお答えをさせていただきます。

まず、1点、この非常備消防費の備品でございますが、これはあくまでも消防団のための装備品でございます。自主防災組織の備品というものは何一つございませんので、まず、その点だけ御理解をお願いしたいと思います。

それと非常備消防、消防団の方というのは非常勤の地方公務員という身分を有しております。自主防災組織と申しますのは、名のごとく、地域住民によって組織をされた住民による組織でございますので、まず、その点も大きな違いがございます。そういった中で、当然活動する上においては、地域でお互いに協力し合った中で活動する。また訓練に際しましても、地域の自主防災訓練等に関しまして、消防団の方々の消火栓の使用等々におきまして、指導的立場でそういった訓練に参画をさせていただいておるといったようなところでございます。議員おっしゃるように、お互いが協力し合った訓練ということに関しては、今既にそういった形で行っておりますので、御理解をお願いするとともに、この自主防災組織の育成ということに関しましては、一応総務課のほうの所管になってきますので、私どものほうからは、その点に関しては発言は控えさせていただきますと、このように思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（小椋孝一君） ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小椋孝一君) これ歳出第7款から第8款についての質疑を終わります。

続いて、歳出9款から最後までについて質疑を行います。

6番、西口 優君。

(6番 西口 優君 登壇)

○6番(西口 優君) 113ページのこれも借地料なんですけど、この196万8,000円のうちに120万のスポーツ公園の借地代が含まれていると。こういうふうに聞きますが、あそこの借地については、筆界未定というような話も聞いております。もしそういうふうになって、ああいうふうに筆界未定であったら、どこというのが特定されないということになりますから、返還というのは非常に難しい、一括して返還、もう返還というのは不可能でしょう。実際問題として、筆界未定であったら、場所が特定されないから返還って、お借りしているものを返すということは、まず不可能であろうかと思えます。そういった中で、そうしたら買い取るしかない。それとも継続して借りるしかないということになるんやけど、この借地全体の話やけど、実際問題として持ち主が変わっていくということも考えられる。そういった中で、返還がかなわない場合ということになってくると、非常に今後の対応が難しくなると、こういうふうに思うんです。だから、その点についてどういう見通しなという、こういうふう実際に返せない、場所が確定されてたら返すことも可能かなとは思っただけど、場所が確定されてなかったら、返すというのは非常に難しい。そういった中で、まして主要施設であるがために、それを一部という、もし場所がグラウンドのどこにあるのか全くわからないんだけど、中心的な部分でとられたら、グラウンド自身の存続ということが難しくなるかなと思っただけど、そうなってしまったときに、今、現実問題として120万の地代払ってたら、それは地主の側からしたら、ずっと借りててもらったら、それはそれに超したことはないんやろとは思。ただ、それはあくまでも私の個人的な考えやけど、ただ、先ほどの7款でもあったように、地主の変更が起こり得るとい、こういうふうになったときに、将来的には非常に難しい問題になってこようかと思うので、その点の考え方を聞かせていただきたいと思えます。

(6番 西口 優君 降壇)

○議長(小椋孝一君) 教育次長、前田君。

(教育次長 前田勇人君 登壇)

○教育次長（前田勇人君） それでは、西口議員御質疑の113ページでございます。9款教育費の5項保健体育費の中の2目の体育施設管理運営費の中での14節の使用料及び賃借料のうち借地料ということでございまして、これにつきましては、スポーツ公園というものがございます。その中で、地主さんが変わるとかということの中でですけども、これにつきましては、地主さんが変わるとなると、その都度契約というのを改めて行いますので、そういったことにつきましては、必ず対処できるものと考えてございますので、御理解を賜りたいと存じます。

（教育次長 前田勇人君 降壇）

○議長（小椋孝一君） 6番、西口 優君。

○6番（西口 優君） もし、地主が変わったときに、その以前に契約期間というのがある。契約期間が来たときにどうなるんだという、こういうふうに、まず契約期間がいつまでのものか、ちょっと私も把握してないんですけど、契約期間が来たらどうなるんやって、こういうふうな素朴な疑問。契約期間が来て、返すということはまず不可能な話、あそこのスポーツ公園がある限り、返すというのはまず難しいと思います。そうしたら、どうなるんやと、こういうふうにまずそういうふうにするんですよ。それと、何らかの理由で地主が変わったときによって、それは地主が変わったら、次の人に契約をと、それはあくまでも、こっち側の、借りてる側からの希望ですよ。希望的にその推測という形になろう、あくまでも地主の側からしたときに、それが単一の個人の地主になってるやら、複数の地主になってるやらという部分が、あくまでも役場としては、一個人の地主ということが前提であっても、それは地主の側からしたときに複数になるということも十分考えられるわけだし、だから、そういうふうなことが、もう複数の地主ということが起こり得るわけだし、まして、その地主らが町内とも限らない、それこそ東京、大阪、北海道ということも起こり得るわけだし、だから、そんなのを考えたときに、それがどんどんとふえていく、永久に返すことが不可能ということになると、早く手を打たない限りは、どんどんとふえてくる確率が高いような気がするんですけど、そんなん考えたら、どうなるんだというふうに思うのが普通の話よ。決して、どうなっていくんやろなという、素朴な疑問。別にお互いに、スムーズにスポーツ公園がこれからも町が運営できる体制であつたらいいんですけど、そうならなかったら大変だから、どうしてるということを聞いてるだけの話であって、普通に考えて、筆界未定になってるし、どうすりゃって、その辺の姿勢をちょっともう少しわかりやすく説明しても

らえたら、今のままでは説明に余り、理解しにくい。だから、私が理解できる範囲の説明を求めたいと思います。

○議長（小椋孝一君） しばらく休憩します。

休 憩

（午前10時18分）

再 開

○議長（小椋孝一君） 休憩以前に引き続き会議を開きます。

（午前10時20分）

○議長（小椋孝一君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） 西口議員の再質問にお答えをいたしたいと思います。

前日も私答弁させていただきました。私になってからは、そういう借地行政はしておりません。したがって、過去の件におきましては、これを継続しつつ、契約期間が来たものについては交わしていただくか、また、相手方と話をしながら進めていきたい。そうした中で、やはりこの借地行政というのは議員おっしゃられるとおり、これからの将来に非常に問題残す。そうしたことは、もう議員おっしゃられるとおりでございます。私も同感でございますので、今後1件でも少なくしていくために、その契約行為が来た暁には、そうした行為で相手と交渉しながら解決をしていきたい。そのような思いでございますので、御理解を賜りたいと思います。

以上です。

○議長（小椋孝一君） 6番、西口 優君。

○6番（西口 優君） 今の町長に何にも責任が全くないと思ってるわけよ。まして、今ここにいてる人らは、前にも言わせてもらったけども、現実には借地行政を進めてきたわけでもないし、それを直していかんなんという気持ちはみんな持っていくわけだし、だけど、何とかしなかったら、ここで何とかしなかったら、それをまた次の世代に引き継ぐというのは非常にいかんと思ってるわけ、そういうことがあってはいけないと思うから、だから、借地を1件でもそれこそ返したいと、もうそれ町長の言うのももつもの話やし、確かにそうしなかったら成り立っていかないわけやし、ただ、そういう気持ちはわかるんだけども、そのために何らかの打つ手があるんかなって、こういうふうな心配するわけよ。現実問題として、地主からしたら借地代は入る、いずれ何十

年か後にまた買い取ってくれたとしても、その間、何やったんやということになってしまうから。だから、結果として非常に弱い立場やし、借りてる側としては。だけど、それでもういいんかというわけにはいかないから、何ら効果的な方法がないんかなって、こういうふうには、非常に難しい、難しいのはわかってるけど、何らかの効果的な方法を考えなかったら、このまま引き継いでいく、何十年たっても引き継いでいくような形になってしまう。だから、そういうことで、いい方法がないものかなって、それはともに議会のほうも、執行部のほうも同じように考えていかないかん、このまま引き継ぐわけにはいかない。だけど、それは過去の負の遺産ということになってしまうから、実際問題としては、今の執行部にも全く責任の所在なんて、そんなことは考えてもないけど、何とかせなんだらいかんのかって思うだけで、こういうふうな答えの出ないような質問させてもらってるようなものやけど、再度、いい方法というのがあったら説明求めたいと思います。

○議長（小椋孝一君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） 議員のおっしゃられることは重々わかりますし、私もそのとおりだと思います。したがいまして、前回でも答弁させていただいたように、小川橋の運動場、またそれ以外にも返せるものは返してるという現実がありますので、やはり当局としても、できるだけそうしたことで解決をしていきたい。ただ、これ我々、責任ないとおっしゃいましたけど、責任はございます。やはり自治体である限り、その契約行為に基づいた履行と義務がこれ発生してますので、その履行義務を履行しながら、相手と機会があれば、買わしていただくか、何とかそうしたきっかけをつくっていきたい。そうした思いで皆取り組んでおりますので、1つ御理解賜りたいと思います。

以上です。

○議長（小椋孝一君） ほかに質疑ございませんか。

3番、七良浴 光君。

（3番 七良浴 光君 登壇）

○3番（七良浴 光君） 108ページ、9款教育費、4項社会教育費、9目文化センター管理運営費の7節賃金402万5,000円の件でございます。予算説明資料を見せていただくと、今年度初めて合宿誘致コーディネーターという方の賃金が12カ月分計上されていますが、業務内容を具体的に説明願いたい。

また、同じく予算説明資料の103ページ、7節の賃金内容で、臨時職員については、

1時間当たり780円ということで、最低賃金との関係で、30円去年よりも増額しておりますが、その上に書いておる司書は、平成28年度と同額の800円となっておりますが、最低賃金の増額が反映していないと思いますが、その理由についてあわせて説明を求めます。

同じく108ページから109ページにかけての13節委託料中、施設管理委託料150万6,000円、委託料の中段のほうにあります。この施設の管理委託先及び委託内容についてお尋ねいたします。

それから、その下の休日及び夜間警備委託料18万2,000円の計上となっております。この金額で休日及び夜間警備を委託できるのか、お尋ねをいたします。

同じく109ページ、19節負担金補助及び交付金の中で、合宿誘致補助金80万計上されております。この合宿誘致補助金の補助要綱について説明願いたいと思います。

以上よろしく。

(3番 七良浴 光君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 教育次長、前田君。

(教育次長 前田勇人君 登壇)

○教育次長 (前田勇人君) それでは、七良浴議員の御質疑にお答えをさせていただきます。

108ページ、109ページにかけまして、文化センター管理運営費でございます。その中の賃金につきまして、臨時雇用というところでございます。この合宿誘致のコーディネーター1名というのは、今回29年度、28年度からみさとホールを活用したプロジェクトチームというのでございまして、いよいよ29年度から本格的にその事業が稼働していくというふうな中で、これに携わる方ということの中でのコーディネーター1名ということでございます。

それから説明資料の103ページの中の賃金の中のうちの司書の分ですけども、これにつきましては、反映されていないということなんですけども、賃金等の検討委員会というものがございまして、そちらのほうで検討していただいた結果、今回の分として反映されていないということでございますので、御理解を賜りたいと存じます。

それから109ページの施設管理委託料150万6,000円でございますが、これは文化センターにおきます休日及び夜間・祭日の管理委託というものと、それが1日勤務というものから時間的な単位で雇用するというふうなものから、あと草刈り業務とい

うものも含んだものでございまして、これは全てシルバー人材センターのほうに委託をお願いするというものでございます。

それから、その下の休日夜間警備ということでございますが、これにつきましては、夜間警備を行っていただくということで、月額当たり1万4,000円掛ける消費税の12カ月分ということで、18万2,000円を計上してございます。

それから一番下の合宿誘致の関係でございまして、今のところ補助要綱というのは、今、あくまでもまだ原案のところでございますが、確定というものではございませんので、あくまでもこの金額につきましては予算ということでございまして、御理解を賜りたいと存じます。

以上、答弁とさせていただきます。

(教育次長 前田勇人君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 3番、七良浴 光君。

○3番 (七良浴 光君) 先ほどの賃金の賃金の検討委員会ですか、そういう委員会の中で検討したが、増額は考えられなかったという結論かと思えます。ただ、司書というのは資格をお持ちの方がなされているというように私は理解しておるんですが、ほかの施設では、例えば保育士さんの資格をお持ちの方とお持ちでない方との賃金の差があったように記憶しております。そういった形で、事務補助の臨時職員さんと時間給にして20円の差というのは、いかにも少な過ぎるんじゃないかなと、このように思いますが、再度答弁を求めます。

それから施設管理委託料でございまして、先ほど次長の答弁の中では、草刈り業務等を含めてという答弁であったかと思えます。施設、建物等の管理はされないのか、それを再度尋ねたいと思えます。

それと休日及び夜間警備委託料につきましては、月額1万4,000円という答弁でありましたけれども、休日の朝から夜間の警備まで全て含めた24時間警備で月額1万4,000円という契約になっているのかどうか、再度お尋ねをしたいと思います。

以上。

○議長 (小椋孝一君) 教育次長、前田君。

○教育次長 (前田勇人君) それでは、七良浴議員の再質疑にお答えをさせていただきます。

まず、司書の件でございまして、これにつきましては、先ほども答弁をさせていただ

いたところでございますが、今回の委員、検討していただいた中には含まれなかったということでございますので、その点御理解を賜りたいと存じます。

それから、109ページの施設管理委託料でございますけども、これにつきましては、施設のほうの管理はやっていただくことになってございます。それも含めた中で草刈りもあるといったようなことになってございます。

それからもう1つは、夜間警備でございますが、休日及び夜間警備ということでございますので、平日の分についてはないということで、休みの日と夜間ということで御理解を賜りたいと存じます。

以上でございます。

○議長（小椋孝一君） しばらく休憩します。

休 憩

(午前10時37分)

再 開

○議長（小椋孝一君） 休憩以前に引き続き会議を開きます。

(午前10時39分)

○議長（小椋孝一君） 教育次長、前田君。

○教育次長（前田勇人君） 大変申しわけございません。先ほどの警備の関係でございますが、これにつきましては、機械警備といったことでございますので、18万2,000円を計上させていただいてございます。

以上でございます。

○議長（小椋孝一君） しばらく休憩します。

10分間だけ休憩しますので、50分。

休 憩

(午前10時40分)

再 開

○議長（小椋孝一君） 休憩以前に引き続き会議を開きます。

(午前10時49分)

○議長（小椋孝一君） ほかに質疑ございませんか。

5番、田代哲郎君。

(5番 田代哲郎君 登壇)

○5番(田代哲郎君) それでは9款教育費について質疑させていただきます。

93ページの1項教育総務費ですけれども、事務局費、2節給料で、一般職給料1,350万8,000円、前年度が2,894万円で、これでも減ってたんですが、これだけ減って、途中補正で、異動とかできちっとした体制になるんですけど、事務局の体制がこれでどうなるのか答弁求めます。

あと3目教育諸費は94ページで、8節報償費、教育支援員報償費614万4,000円の計上ですが、教育支援員の活動内容について説明を求めます。

13節委託料は95ページに移ります。演芸委託料というのが60万8,000円あります。この演芸委託の内容等について説明を求めます。

2項小学校費に移ります。教育振興費、20節扶助費、99から100ページです。2目教育振興費の20節扶助費、要保護及び準要保護児童生徒就学援助費193万9,000円、前年度は223万7,000円の計上でした。3項中学校費で、これは101から102ページです。やはり教育振興費で、この扶助費で、同じく要保護及び準要保護児童生徒就学援助費189万9,000円、こちらも前年度計上が248万6,000円の計上で減ってます。説明資料見ますと、小学校、中学校ともに支給対象児童生徒の数が減っている。このための減額かなと思います。これは全体に、せんだって、野上中学校と野上小学校の卒業式に参加させてもらったんですが、生徒数がかなり減っているのを見てびっくりしたんですが、そういう全体に児童生徒数が減っていることによるものなのかどうか、答弁を求めます。

それから就学援助を受ける公立小中学校生が2012年度は全体の15.64%に上るということで、これは2012年ですから、5年前の話ですけれども、そんなに状況は変わってないと思います。これで過去最高だったということは文部科学省の調査でわかったということが報じられました。対象の子供の割合が過去5年間でふえたのは、東京、大阪を除く45都道府県に上るということで、和歌山もそのふえたほうに入っていると思います。子供の貧困というものは、今でも社会問題になっているんですが、小学校、中学校とも就学援助のこの29年度での就学援助の受給率をどういうふうに予測というか考えておられるのか、答弁を求めます。

それから3目の公民館費が104ページです。公民館費の中で備品購入費ということ

で、設備用備品183万6,000円という、説明資料を見ますと、中央公民館の音響機器というふうになってます。この音響機器という内容がどういうものなのか、説明を求めます。

それから、あとは社会教育費の中の文化センター管理運営費というのが108から109ページにあります。ここで臨時雇用のことについては、さきに議員から質疑がありましたが、18節に備品購入費というのが109ページ計上されてます。備品購入費の中で、やはり設備用備品ということで67万8,000円の計上になってます。説明資料では、こっちもミキサー、アンプ等となっておりますが、これも内容の説明を求めます。

以上です。

(5番 田代哲郎君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 教育次長、前田君。

(教育次長 前田勇人君 登壇)

○教育次長 (前田勇人君) それでは、田代議員の御質疑にお答えをさせていただきます。

93ページ、9款教育費の中の2目事務局費でございます。この中の給料につきましてのこの部分で、人件費はどうなっているのかという御質問であったかと思えます。これにつきましては、28年度の当初におきましては、その前に国体がございましたので、国体の職員分を含む7名分というものを計上しておったんですが、今度29年につきましては退職者1名分を除く4名分というふうな計上になってございましたので、実際には補正等で変更されるものと考えてございます。

続きまして、94ページ、3目の教育諸費でございます。教育支援員報償費ということでございます。これにつきましては10名という人を計画してございます。内容につきましては、特別教室等にいる生徒の指導に当たったりとかという、補助的な要因のもので活動していただくというふうなことでございます。

それから95ページの13節委託料でございます。演芸委託料ということでございます。これにつきましては、町内の小学生を対象としまして、わらび座によります「シンドバッドの冒険」といったものを観劇していただくというふうなことで、文化センターのほうへ来ていただいて、そこで開催を行って、児童を対象に演芸をしていただくというものでございます。

それから99ページの2目教育振興費の中の20節の扶助費でございます。これにつ

きましては、児童数が確かに減ってございますので、27年度と比較しますと、28年度も実数でいきますと減ってるというようなことでございまして、このうちのパーセントとしましては8.5%ということになってございます。

それから100ページのほうの扶助費につきましては、8.5%ということで、次の中学校費の中の101ページから102ページにかけまして、102ページのほうの扶助費でございます。これにつきましても、生徒数の減によりますところのものでございまして、8.9%と、28年度では8.9%ということになってございます。いずれも要因としましては、減少傾向にあるのかなというふうに捉まえております。

それから続きまして、104ページの公民館費の中の18節備品購入費でございます。施設用備品ということで、183万6,000円を計上させていただいてございますのは、中央公民館の音響機器の今現在あるものが、もう壊れてるというふうな状況になってございますので、これを更新を行うということで、移動式のものでございます。それで、スピーカーとかアンプとかミキサーといった音響機器の一式でございます。

それから109ページでございます。9目の文化センター管理運営費の中の18節の備品購入費でございます。これも文化センターにあります音響機器でございまして、これも移動式のものでございます。それで、中央公民館と同様にミキサーとかアンプとかというものを更新するといった内容のものでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

(教育次長 前田勇人君 降壇)

- 議長 (小椋孝一君) 5番、田代哲郎君。
- 5番 (田代哲郎君) 要保護及び準要保護児童生徒就学援助費の小学校、中学校ともにですけれども、小学校で受給率予測8.5%、中学校で8.9%という答弁だったと思います。重ねて言いますが、子供の貧困率16.3%、6人に1人ということで、今、社会問題になってて、特にシングルマザーの家庭での子供の状況とか、そういうこともあって、私の和歌山市内に残している家では、今、子供食堂をやっているんですが、全体に15%というのが大体子供の就学援助受給率ということで、これは5年前やから、よくなってるということでもあるんですが、しかし、今の社会状況見ると、子供の生活状況がそんなに改善されているとは思えないので、やっぱり15%近い、町が全国的な調査をしたら出てくるんじゃないかというふうに思います。紀美野町は小学校8.5%、中学校8.9%というのは、全国平均に比べると、幾ら子供の数が減ってきたからとい

って非常に率では低いのではないかと思います。この紀美野町の受給率が、これは隣の海南市とかにまだ聞き合わせてないんでわからないんですけども、全国平均よりはかなり低いのはどういう理由からか、その辺どう考えておられるのか、答弁を求めます。

それから、あと3目の公民館費で、備品購入で中央公民館の音響、移動式の音響ということで、183万6,000円と。これは音響機材としては、移動式であってもかなり高いという印象を受けます。1つは、例えばカラオケソフトとかが含んでるのか、それであっても、相当な品物じゃないとこれだけ出して、SRというんですけど、移動式のPAという、しかも今置いてあるものが老朽化してるって、音響機器というのは、そんなに老朽化するものではないんです。消耗品じゃないんで、自動車のように老朽化するという性質のものではないんで、その辺のことがどうなんか、今あるものよりももっといいものを欲しいというのであれば、それは話はわかりますけど、老朽化というのはちょっと納得できないというか、その辺の考え方について説明を求めます。それは文化センターのほうの音響でも、今エレクトロボイスというメーカーのスピーカーを使って、あれアメリカのメーカーですけども、それを使って、あそこはもともとはクラシックのホールなんで、その音響というのについては余り大きなものは要らない、狭いし、要らないということもありまして、だから、今あるものではだめなんだという、老朽化しているという理由はどういうことなのか、もっといいものが、もうちょっと高い、能力のある、働きのいいのが欲しいんだということであれば別ですけど、老朽化しているのという説明についてはちょっと疑問を感じるんですが、そのことについての答弁を求めます。

以上です。

○議長（小椋孝一君） 教育長、橋戸君。

○教育長（橋戸常年君） 田代議員の再質疑でございますけども、子供の貧困にかかわってですけども、うちの実態として、学校としては10%を超えるところもあるんですけども、全体としては、8.何%というような比率でずっと推移してございます。今年の積算の基礎といたらおかしいんですけども、それは児童数、生徒数が減る中での何%で計算をしております。その理由は何で、世間一般では15%、あるいは、それを超しているのじゃないかと。それに比べて、うちは8.何%というのは半分の比率で、前から御指摘いただいているように、非常にハードルが高いんじゃないかと、申請しにくいのではないかとというようなこともあったんですけども、これは例えば、じいさん

ばあさんと一緒の世帯へお母さんが子供連れて戻られたりとか、そういった家庭が多ございますので、生計が1つになってたりしまして、全体の所得というんでしょうか、そういったものがかなりありまして、該当しないというか、率が低いのではないかなと思っております。それぞれの学校で、4月というんですか、3月から継続する人は、新入生は4月になってから申請してもらおうようにしておりますけども、決して皆さんにお断りしているということではございませんので、ほとんど認可させてもらっておりますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長（小椋孝一君） 教育次長、前田君。

○教育次長（前田勇人君） それでは、私からは、田代議員の再質疑の中の公民館と文化センターの備品についての部分で、カラオケのソフトを含んでいるのかということでございますが、これはカラオケのソフトは含んでございません。物としましては、更新ということでございますが、今のものよりかいいいものを買うといったものでございまして、私はなかなかそういった細かいことはよく存じてございませんけども、現在、相当な年数がたっておりますので、機械の進歩とともにいいものが出てくるということございまして、そちらのほうに買い換えを行うということでございますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（小椋孝一君） 5番、田代哲郎君。

○5番（田代哲郎君） 就学援助費についてなんですが、離婚して、娘さんが子供を連れて、じいちゃんばあちゃんの家に戻ってきたと。そこでは親の収入もあるんで、そんなに収入は下がらないのと違うかと。そういう家もあると思います。ただ、考えなあかんのは、この町の親のほうもかなり所得水準は低いんです。というのは、歳入のところで言ったように、来年度の町民の負担能力をどう考えているかって、財政指数で、0.24程度だということ、だから必要なあれの4分の1しか入らないよということで、だから交付税もあれだけあるしということもあると思います。だから、町民自身の所得というのは、そんなに大きくは、豊かではないと。この町の子供だけが特別に豊かな家に住んでいるということはないだろうという意味で、私はもう以前から言うてるように、断っているということではないけども、周知の方法にもう少し工夫が要るのではないですかということを申し上げているので、その辺のことについても工夫をしてほしいと思っておりますが、その点の答弁を求めます。

それから音響機材についてですけども、あくまでも言うておきますが、音響機材とい

うのは、そんなに老朽化するものではありません。例えば自分事で恐縮なんですけど、私は今使っている音響機材というのは30年を超えています。だから機材そのものは古いんですが、新しい機能が加われば、そういうものを間へ追加していくことで、そういうのに追い越していく。例えばエレクターという音の質を変える部品等とかもどんどん新しいのが出てくるんですが、それはそれで、また買って、中へ加えたらいけるようになってますので、やっぱり老朽化によって、そういうものが使えなくなるというのは音響機材に関してはほとんどありません。どんなに古くなっても使えるものです。だから、もっといいものということ、もっとレベルの高いものを求めるということ、そういうことで、もっとたくさんの人たちが気持ちよく使えるようなレベルの高いものということ、やってほしいと思います。気になるのは、そういうのをどこへ発注するのか、県内にそういう専門に音響扱っているような、180万もするような音響機材を買うのに、県内にそういうふうな音響専門の業者というのは多分ないだろうと思うんです。だから、他府県に発注するということになるだろうと思うんですけど、その辺のこと、どう考えておられるのか、答弁を求めます。

以上です。

○議長（小椋孝一君） 教育長、橋戸君。

○教育長（橋戸常年君） 田代議員の再々質疑でありますけども、周知の方法ということで、以前にも申し上げたと思いますけども、チラシでの周知というのは全部の家庭へ年度末にさせていただきますし、新入生については年度、4月になってからということ。ただ、一番、家庭の状況というんでしょうか、担任がいろんな学校への支払い、給食費等も含めてですけども、そういった状況というのはつかんでもらっておりませんし、家庭訪問等でそういった実態も見ながら、気になる家庭があれば、学校長通して連絡くださいよと。あるいは、またそういう方法もありますということで、保護者にお伝えくださいということは、いつも年度の初めに校長に言うておることですけども、そういった中で、何とか周知はできておると思っておりますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長（小椋孝一君） 教育次長、前田君。

○教育次長（前田勇人君） それでは、田代議員の再々質疑にお答えをさせていただきます。

なかなか機材を買うことについては大変難しいものがあるかと思っております。それでご

ございますので、購入の際には、ぜひとも議員のほうに御相談をさせていただいて、購入もさせていただきたいと思いますので、その節はよろしくお願ひしたいと存じます。

以上でございます。

○議長（小椋孝一君） ほかに質疑ございませんか。

11番、美濃良和君。

（11番 美濃良和君 登壇）

○11番（美濃良和君） 少しお聞きしたいと思います。

これは94ページ、教育総務費の中の教育諸費、そこで報償費というのが上がっております。ここで、先ほどの質問もあって答弁されておりましたけれども、以前、この町で学校のちょっとうまくいかない教室もあったりして、ソーシャルワーカーでしたか、そういうふうな方を入れていったと、こういうふうな形で対応されたと思います。子供たちですから、今後どんな形になっていくんか、今現在小学校3校、中学校2校になったんですけれども、その辺のところでの人の確保についてお聞きしたいと思います。

それから99ページ、小学校費が上がっております。このところで、99ページ、教育振興費がございまして、18の備品購入が上がっておりますけれども、359万5,000円と図書費が41万8,000円となっております。これ27年度決算見てましたら、628万8,000円と53万2,000円というふうに、その数字からすれば少ないというふうになってきてますけれども、こういうところ十分であるのかどうか、それから今年は小川小学校で特別支援の障害を持たれた子供さんも入ってこられるように聞いたんですけれども、教材費、教具というふうなものについても十分に対応していかなければならないというふうに思いますが、この辺でどうであるのか、お聞きしたいと思います。

それから中学校費ですけども、101ページ、いろいろと中学校の体育館のトイレとか、野上中学校のコンピューター室の空調とか上げられておりますけれども、美中、だんだんと子供も少なくなっている学校ではありますけれども、ここで、空調ですけども、あれは川のそばの特別教室、そのところの空調の施設が少なくとも空調、エアコンは全校に順次入れていくということで答弁がされているわけでございますけれども、今、美中について、そのように求められていると思いますが、どうであるのかを聞きたいと思います。

それと避難所の関係で、美中ですけども、スロープがうまくついていないと、そうい

うふうな形で、あそこで訓練もされておりますけれども、この辺のところの対応についてお聞きしたいと思います。

それから、106ページから美里天文台について上がっておりますが、ここで賃金262万7,000円、前回より上がっておりますけれども、これについて、新たな対応考えていただけているのか、お聞きしたいと思います。

それから108ページ、文化センターで、各議員さん方もお聞きされておりましたが、今度、美里文化ホールを使ったまちおこしというんですか、そんなことがされるようなことを聞くんですけれども、予算も前年より比べて755万9,000円増額されています。あと臨時の雇用の賃金も上がっておりますし、それから機材は、先ほど田代議員のほうでありましたけれども、それと負担金補助、109ページに当たりますけれども、19節の負担金補助、ここで美里ホールのまちづくりプロジェクト補助金と、それから合宿誘致補助金というのが上がっております。その計画が組まれているというふうに思いますけれども、どういう場所でその計画がされているんですか。お聞かせいただきたいと思います。

以上、お聞きしたいと思います。

(11番 美濃良和君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 教育次長、前田君。

(教育次長 前田勇人君 登壇)

○教育次長 (前田勇人君) それでは、美濃議員の御質疑にお答えをさせていただきます。

最初に94ページでございます。9款教育費の3目の教育諸費の中でございます。スクールソーシャルワーカーさんの話であったかと思えます。これにつきましては、一番下でございます教育相談員報酬費というのがございます。これがスクールソーシャルワーカーさん1名分に当たる報償費でございます。これにつきましては、それぞれの個々の相談とかというものがございましたら、そのあったときに、またその都度対応していただくというふうなことでございますので、御理解を賜りたいと思います。

それから、99ページにございます2項小学校費の2目の教育振興費の中の18節の備品購入費の中で教材用備品ということでございます。これにつきましては、この中には今回のICTを活用した事業を行うということのための教材備品というものが含まれてますので、学校の通常の教材備品とともに、この中にその部分のものが含まれている

ということで御理解をいただきたいと思います。

それから、100ページから101ページにかけて、中学校費の中で、美里中学校に関する空調設備、エアコンというのはどうなっていくのかということでございますが、なかなか国等の予算もない中で町単独では行うのはなかなか厳しいものがあるかと思っておりますので、要望はしていきますが、かなり難しいのではないかとこのように考えております。

それから避難所であるということで、体育館のほうにはスロープの箇所もありますので、その分を使って体育館のほうへ入るといったことが可能かと思っておりますので、ここに多目的トイレを設置すれば、ここも避難所として使えるというふうなことになるかと考えられます。

それから、106ページの7目美里天文台管理運営費の中の賃金でございます。これの増額につきましては、単価が上がったということの中の増というものでございます。

それから109ページの9目の文化センター管理運営費の中の19節みさとホールを活用したまちづくりプロジェクトの補助金と合宿誘致の補助金というのが上がっております。これにつきましては、今、計画段階ではございますが、プロジェクトの会議を数回行いまして、一応形としまして、現在もまだ進めているところでございますが、それに対するプロジェクトへの活動補助ということで124万8,000円を補助するということと、合宿誘致の補助金ということで、これは宿泊していただいた施設に対して補助を行うというふうなことで計画をしてございますので、あくまでもこれは計画という段階でございますので、御理解を賜りたいと存じます。

以上、答弁とさせていただきます。

(教育次長 前田勇人君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 11番、美濃良和君。

○11番 (美濃良和君) ソーシャルワーカーについては了解しました。いろんなそういうふうな現象というんですか、事象というんですか、出てきた時点で、またその金額も考えていただけるということでございますので、理解しました。

あと、小川小学校の障害者の方が入られるということで、教材用備品の99ページの教育振興費の備品購入、この中にも入っているということでございますので、それも理解しました。

あと101ページの美中のエアコンは今後要望していくということでございますので、

頑張っていたきたいと思いますですが、あとスロープですけれども、現在あるから使ってもらいたいということなんですけれども、そのスロープ、現場見てもらったらわかるんですけども、非常に使いにくいということで以前から申し上げてるんですけども、そういうことから、使ってくれというのであれば、一度見てほしいと思います。

それから、美里天文台、了解しました。

108ページの文化センター管理運営費ですけれども、漠としたところでどうなんですかね。前年よりも755万9,000円ふえてる予算組んでると。機材のオペレーターも、前年の約140万ということで上がってきてますし、相当違った形を持っていかれるように計画されてるというふうに思うんですけども、どんなふうになっていくのか、反対ではないですけども、どんなふうなことをされようとしているのか、ある程度計画も担当課のほうでも御存じのはずだと思いますので、お聞かせいただきたいと思います。

以上、お聞きします。

○議長（小椋孝一君） 教育次長、前田君。

○教育次長（前田勇人君） 美里中学校のスロープの件なんでございますが、なかなか施設を見ますと、正面のほうも体育館というのは一段高いところになりますので、スロープとなると相当足を長くしなければスロープにならないというふうな状況になるかと思います。今あるところは確かに正面には上れませんが、横のところの部分のところに入っていけるというふうなことでスロープが設置されてございますので、その点御理解を賜りたいと存じます。

それからもう1点の美里ホールを活用したプロジェクトということで、どういったことかというふうなことで金額があるんですけども、この中にはオペレーターに含まれる金額、それからまた補助金といったことからしまして、大体500万円以上のものがそれに係る費用ということで計上させていただいてございます。中身としましては、今のところ、あくまでも計画というふうな段階の中で、誘致をしまして、学生とかということで、合宿というふうな形で文化センターのほうを使っただいて、合宿ですので宿泊を伴うということになります。その宿泊に対して施設のほうに補助を行うといったようなことで、それに対しての広報とかということを行っているというふうなことが重立った内容になってますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（小椋孝一君） 11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） 1点、中学校ですね、101ページの。体育館前に、玄

関前にあるスロープですけども、それを言われてると思うんですが、あることはあるんですけども、確かにちょっと高いのでつけにくいと思いますけども、使い勝手が悪いと皆さんお聞きするんですよ。これの改善を一度現場も見ていただいてやっていただけたらというふうに思います。それだけ、まず現場見ていただけるのかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（小椋孝一君） 教育次長、前田君。

○教育次長（前田勇人君） それでは美濃議員の再々質疑にお答えをさせていただきます。現場を見させていただいて、また対応してまいりたいと考えてございますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（小椋孝一君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） これで質疑を終わります。

しばらく休憩します。

休 憩

（午前 11 時 38 分）

再 開

○議長（小椋孝一君） 休憩以前に引き続き会議を開きます。

（午前 11 時 39 分）

○議長（小椋孝一君） 11 番、美濃良和君。

○11 番（美濃良和君） 質疑を重ねてまいりましてきたんでございますけれども、その中で、これだけという若干のことについては賛成することができない部分がございます。そここのところの減額修正していただいて、その後に全体を賛成すると、そういう立場で、減額修正の提案をさせていただきたいと思います。

○議長（小椋孝一君） ただいま議題となっております議案第 25 号、平成 29 年度紀美野町一般会計予算の修正動議が提出されました。この動議は、所定の賛成者がありますので、成立いたしました。

しばらく休憩します。

休 憩

（午前 11 時 40 分）

再 開

○議長（小椋孝一君） 休憩以前に引き続き会議を開きます。

（午前 11 時 41 分）

○議長（小椋孝一君） 美濃良和議員から、議案第 25 号、平成 29 年度紀美野町一般会計予算に対する修正案が提出されましたので、議案第 25 号とあわせて審議します。

議案第 25 号、平成 29 年度紀美野町一般会計予算に対する修正案について、提出者の説明を願います。

11 番、美濃良和君。

（11 番 美濃良和君 登壇）

○11 番（美濃良和君） 平成 29 年 3 月 22 日、紀美野町議会議長小椋孝一様。

発議者は、私と田代哲郎議員です。

議案第 25 号、平成 29 年度紀美野町一般会計予算に対する修正動議でございます。

上記の動議を地方自治法第 115 条の 3 及び会議規則第 17 条第 2 項の規定により、別紙の修正案を添えて提出いたします。

中身の説明でございますけれども、歳出分から説明申し上げたいと思います。

後ろから 2 枚、5 ページ、6 ページです。まず、5 ページですけれども、これは 2 款の 1 項の総務管理費の中の諸費です。諸費のところ、この 19 節負担金補助及び交付金で、県の防衛協会費が 1 万 5,000 円上程されております。これは以前から申し上げているとおり、今だんだんややこしい、情勢が危うくなってきてると。そういうふうな中で、私たちが心配していた自衛隊員が日本の国を守る、あるいは自衛隊員が災害が起こったときに、いち早くその対策、対応についてやっていただく。そういうことを自衛隊のあるべき姿というふうに思っていたのが、だんだんとそうでもなくなってきて、外国に行くと。これは閣議でもって、本来の憲法に違反するような形で、それを認めてしまったと。その閣議で、または多数でもって戦争法というふうな法律もつくられて、昨年 11 月から、いよいよ南スーダンのほうに 350 名の自衛隊員が派遣されていると。ここでは武器を持って、駆けつけ警護というふうな任務のために戦う可能性が非常に濃厚になってきている。そういうふうな状況にあります。そういうふうな方向にある中で、この県防衛協会というのが全国組織もあって、そこの中の役員体制見ても軍事産

業の方々が非常に多いとか、そういうような形で、今憲法を本格的に変えていこうというふうな形にもなっている会というふうに判断するならば、これへの支出は望ましくないと、そのように考えます。

6 ページなんですけれども、ここのところで、戸籍住民基本台帳費、総務費の中の3 項の戸籍住民基本台帳費の中に、ここで、まず1 9 節負担金補助及び交付金ですけれども、この下、3 つのうちの下のお知らせカード、個人番号カード関連事務負担金の1 1 3 万、これはマイナンバーに関するものです。これについては、やはりマイナンバーもなくても今まで十分にやってこられたけれども、このマイナンバーの中にいろんなこれからの国民のプライバシーが入っていくと。また、税の問題にしても、こういうふうに徴収をしやすくなっていくような国民を管理していくという、そういうふうな形からして、マイナンバーは私たちは認められないというふうに思います。そういうことで、1 1 3 万ですね。マイナンバー関連の負担金をなくすこと。それから、その関連的にこの予算を需用費の中で4 万円、印刷製本の4 万円と、それから消耗品費の4 万、合計8 万円の減額、そして、その上の職員手当の中の時間外勤務、これもマイナンバー関連でございまして、1 4 万5,000 円のうち2 万円を減額して1 2 万5,000 円と。そういうことで合計1 2 4 万5,000 円を減額させる。その歳出に対する歳入ですが、このように考えます。

1 つには、このマイナンバーの中で、再交付等に関係する予算、これは3 ページの中で、1 3 款の手数料の中の総務手数料、この中で、右側にありますように、お知らせカード再交付手数料で6 万円の減、それから個人番号再交付手数料の9 万、合計6 万9,000 円を減額させること。それから、その下にありますように、1 4 款の国庫支出金、2 項国庫補助金、この中で、1 目の総務費国庫補助金の中で、説明にありますように、個人番号カード交付事業費補助金の1 0 6 万1,000 円及び個人番号カード交付事務費補助金1 0 万円の減額させると、これで歳入歳出それぞれ1 2 4 万5,000 円を減らしていくということを提案いたします。

それから4 ページ、歳入ですけれども、1 4 款の3 項の総務費国庫委託金で、説明にありますように、自衛官の募集事務委託金の2 万2,000 円の減額、今1 2 4 万5,000 円と申しましたけれども、そういうことで、最後の調整ですけれども、1 8 款の1 項の基金繰入金で、この自衛官の募集の2 万2,000 円、これは歳出では、町の広報をつくるために充てているようでございますので、2 万2,000 円減額させるわけに

はいかないので、自衛官の募集の事務委託金2万2,000円を減額して、そして基金の中で、基金の繰入金を2万2,000円ふやす。反対に防衛協会費の1万5,000円を減額して、差引基金繰入金を7,000円の増にすると。これで合計124万5,000円ということで提案をさせていただきたいと思います。

以上、よろしくお願ひ申し上げます。

(11番 美濃良和君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (小椋孝一君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、修正案に対する反対討論を行います。

9番、伊都堅仁君。

(9番 伊都堅仁君 登壇)

○9番 (伊都堅仁君) まず、防衛協会の問題でありますけども、普通基地でも地元になり限り、自治体と自衛隊のかかわりというのは、災害救助とか災害支援とかいったものに限られるわけでありまして。まず、国の原則が平和主義で、自衛隊が専守防衛というものを遵守する限りにおいては、世界第3位の経済を持つ日本が国際的な要請の中でPKOを派遣するということについては、ある程度理解できることでありまして。また、その外交防衛の問題というのは、国の専攻事項で、これはどこの国でも同じですけども、そういう中で、自治体がかかわるといのは、あくまでも県通じて県の防衛協会、また、北方領土の問題についても北方領土の県民会議に対しての支出であって、国に対する支出ではないわけでありまして。

また、マイナンバーの問題でのことでありまして、あくまでも国のシステムが変わって、全ての自治体に対しておきてきているわけで、それに対して、紀美野町だけがそれに対して反対する、また、それを取り入れないというのは、これはもう現実的には無理な話であります。今の美濃議員の修正案に対しては賛成できません。

以上であります。

(9番 伊都堅仁君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 次に、修正案に対する賛成討論ありませんか。

5番、田代哲郎君。

(5番 田代哲郎君 登壇)

○5番(田代哲郎君) 修正の主な理由は、まず、県防衛協会の負担金についてですが、これとマイナンバー関係、それから自衛隊員募集に関する歳入の削減です。

防衛協会については、何度も言っていますように、今、PKOで南スーダンへ派遣されている自衛隊の第6次隊なんですけど、これも5月で撤収ということになってます。防衛協会というのは、建前は自衛隊を応援すると。それは町の説明では、災害時に自衛隊の世話になることがあって、それに対して応援している、そういう会だからということで説明です。ただ、防衛協会という団体は、それだけではなく、やはり日本国の憲法のあり方とか、それからそういう集団的自衛権についても、やっぱり促進する立場で応援している団体です。そういうところへ町が入って分担金を支払っていくというのは、あたかもそういうことに町としての考えがそういうことに共鳴しているということにとられなくもないと思います。だからこそ、全ての自治体が入っているということではなく、ここへ入らずに分担金の支出もやって、歳出もやっていない自治体もあるわけですから、それはきちっと憲法を守るべき自治体の立場として、幾ら自衛隊を応援しているということであっても、そういうふうには自衛隊を集団的自衛権で戦場へ送り出すこととか、今の日本国憲法を変えたほうが良いという考えを持っている団体からは手を引くことが必要だというふうに思います。

それからマイナンバーカードについては、交付が始まってから1年余りになりますが、今の政権は、利便性の宣伝に力を入れて、その普及を一生懸命促しています。先日の条例改正のときも申し上げましたが、どんどんどんどんその利用範囲が広がっていくという、にもかかわらずカードの希望者数はほとんど頭打ちで、この仕組みが住民にとって不必要であるばかりか、やはりこのまま広がっていくと非常に住民にとっても不安の強いものであることを指摘しなければならないと思います。今の政府は、マイナンバーを使える対象を広げることばかりに熱を上げていますが、この後、総務省がカード500万枚の追加発行など、利活用推進に約230億円も計上しているとか、厚生労働省もマイナンバーを医療分野で利用することをにらんだシステム構築など、240億円を盛り込んでいます。国民の不安に答えずに、理解や納得もないまま次々と税金をつぎ込んで、なし崩し的にカードの利用分野を広げることは国民の願いに逆らうものだと思います。政府がやっているから、それは紀美野町だけがそれを導入しないということができるの

かという。今までのシステムでは、例えば税の問題でも、マイナンバーがなくても別に問題なく事務執行はできたはずなんです。どんどんどんどん危険な方向へいって、徴税強化と社会保障費削減の手段にしたい国や財界の都合で導入されたものであって、幾らほかの自治体が全部導入してるから、紀美野町だけ導入しないということができるのかということですが、そのところも含めて、町民のセキュリティを守るという点から考えれば、そのことについても十分検討して、そういうマイナンバーを使わないということへ向けての検討もすべきではないかと思います。そういうことも含めまして、この修正案に賛成いたします。あくまで私たちが、この当初予算の中で問題にしているのは、そのマイナンバーと防衛協会、自衛隊募集については、今のような状況の中で、戦場へ送られるかもわからない状況で自衛隊を募集するというのは、やっぱり自治体としてもどうなんかという思いで、この3点について問題があるということで、ほかの予算については問題がないので、修正案について、私は賛成いたします。

(5番 田代哲郎君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) ほかに修正案に対する討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (小椋孝一君) 次に、原案に対する賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (小椋孝一君) 次に、原案に対する反対討論ありませんか。

11番、美濃良和君。

(11番 美濃良和君 登壇)

○11番 (美濃良和君) 私は、この原案については、やはり認められない。だから修正して、その残について賛成するという立場であります。

今、田代議員のほうからも修正案に対する賛成討論ございました。やはり私たちは心配するのは防衛協会のほうに出していくのがどうか。基本的には、この自衛隊、さきの質疑の中で、紀美野町でも現職自衛官が22名おられるというふうな答弁がございました。この紀美野町の大事な若者である青年が果たして危険なところに行かなきゃならない、こういうことになってはならないというふうに思います。大体、だんだん破綻してきているのは、南スーダンへ派遣いたしましたけれども、南スーダンに行って、何で日本の安全をとということになるかという問題です。南スーダンでは、現地のある国にある石油の権利を争って2つの部族が争っていると。そういうところにこの日本の自衛隊が行

って、何のためになるのかという点であると思います。ですから、現在の22名の自衛官はもとより、今後そういうふうなことで危ない目に遭わすわけにいかない。こういうことで防衛協会費及び自衛官の募集の予算に反対いたします。

また、もう1点のマイナンバーですけれども、マイナンバーは、マイナンバーなくても、今回の申告も十分に行われたわけです。これで今宣伝している、コンビニで住民票がとれるとか、そのような宣伝してますけれども、別に住民票をわざわざコンビニでとらなくてもいいわけなので、その必要はまるきりないというふうに思います。それよりも国民のプライバシーがどんどんと掌握され、そして、それがどういった場合の問題、また、いろんな形で国民が管理をされていくという、そういうふうな意味合いからも、このマイナンバーというのは認められない。そういうふうなことから、私は、この点について、現当初予算案に反対いたします。

(11番 美濃良和君 降壇)

○議長(小椋孝一君) ほかに討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小椋孝一君) これで討論を終わります。

これから修正案を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第25号、平成29年度紀美野町一般会計予算に対する修正案に賛成の方は起立願います。

(起立少数)

○議長(小椋孝一君) 起立少数です。

したがって、修正案は否決されました。

次に、原案について採決します。

原案について賛成の方は起立を願います。

(起立多数)

○議長(小椋孝一君) 起立多数です。

したがって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。1時30分から。

休 憩

(午後 0時06分)

再 開

○議長（小椋孝一君） 休憩以前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時30分）

◎日程第2 議案第26号 平成29年度紀美野町国民健康保険事業特別会計予算について

○議長（小椋孝一君） 日程第2、議案第26号、平成29年度紀美野町国民健康保険事業特別会計予算について議題とします。

これから質疑を行います。

5番、田代哲郎君。

（5番 田代哲郎君 登壇）

○5番（田代哲郎君） それでは午後の質疑に移らせていただきます。

平成29年度紀美野町国民健康保険事業特別会計予算です。

まず、歳入で131、132にかかっている1款国民健康保険税、1項国民健康保険税、国民健康保険税の総額2億2,878万8,000円の計上です。これは前年度の計上が2億2,607万9,000円の計上ですので、幾分計上額がふえています。先般行われました国保運営協議会での諮問書の国保税算定資料では、一般被保険者世帯数が1,658世帯、前年度1,664世帯ですから、幾分減ってます。それから被保険者数も2,752人で、これは前年度2,751人と、そんなに変わらないんですかね。質疑したいのは、人口減にもかかわらず、余り被保険者も世帯も減らないだろうという前提なのかもしれませんが、保険税総額を横ばいの状態のまま計上する根拠というんですか、それはどういうことなのかということが第1点。

3款国庫支出金です。これは132ページになります。1項国庫負担金、1目療養給付費負担金1億8,961万4,000円の計上で、前年度は2億2,273万9,000円の計上でした。結局3,312万5,000円の減額計上ですけれども、減額して計上する理由について説明を求めます。

6款の県支出金は133ページです。1目県補助金6,429万5,000円、前年度は7,145万4,000円でした。2節の県調整交付金5,881万6,000円で、1号交付金4,700万円、これは前年度5,500万円の計上でした。2号交付金が1,121万6,000円、これは前年度同様です。説明資料で総額、いわゆる交付額の推

計とのことですが、1号交付金の減額で計上した理由について答弁を求めます。

9款繰入金です。これは134ページ、一般会計繰入金1億6,267万2,000円で、前年度1億6,408万2,000円の計上でした。このうち、法定外繰り入れ1億2,744万3,000円ということで説明を受けてますが、改めて議会で、この一般会計からの法定外繰入額について質疑いたします。答弁を求めます。

歳出に移ります。

1款総務費は136ページです。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費で、13節委託料というのがあります。主なものが幾つか上がってますが、その中で、電算システム改修委託料367万2,000円、それから電算共同処理委託料183万7,000円、これが説明資料では、国保情報集約システムデータ連携のためのシステム改修194万4,000円となってます。さらに国保制度改正準備に伴うシステム改修118万8,000円、それから国保情報データベースシステム改修委託料、これも14万円の計上になってます。このそれぞれの電算システムに伴う委託料についての説明を求めます。

2款保険給付費は137ページのほうです。1項一般被保険者療養給付費、療養諸費です。1目療養給付費、19節負担金補助及び交付金で、一般被保険者療養給付費8億3,250万ということで、前年度8億5,782万でしたが、減額、2,532万円ほどの減額計上になってます。一般被保険者療養給付費を減額計上した理由についてお尋ねいたします。

それから8款保健事業費で、これは保健福祉課の担当ですが、141ページです。特定健康診査事業費、1目特定健康審査事業費で1,009万8,000円の計上です。前年度は865万1,000円ですから、144万7,000円の増額計上になってます。それから7節賃金で、臨時雇用77万円ということです。説明資料では、保健師の臨時雇用や未受診者対策受診勧奨、そして継続受診のアプローチとなっていますが、特定健康診査の新年度の受診率目標は、先日の国保運営協議会でお尋ねしましたところ、やはり今後も40%の受診率を目指すということになっていますので、その受診率目標について確認させていただきます。

以上です。よろしく申し上げます。

(5番 田代哲郎君 降壇)

○議長 (小椋孝一君)

税務課長、西岡君。

(税務課長 西岡秀育君 登壇)

○税務課長(西岡秀育君) それでは、田代議員の御質疑にお答えをいたします。

国民健康保険が余り被保険者の推移がないのに保険料が増額になっているということでございます。国民健康保険の歴史には、1922年に企業雇用地域保険が設立され、その後、埼玉県越谷市で、地域健康保険制度越谷順正会が発足され、その3年後に、国家レベルである現行の国民健康保険制度が現在に至るところでございます。御承知のとおり、健康保険は皆保険制度でありまして、誰しもがどこかの保険に入らなければならないという制度でございます。131ページの一般被保険者国民健康保険税でございますが、大きな理由といたしましては、退職医療制度廃止に伴う27年3月31日以前の退職者の65歳到達による繰り入れでございまして、健康保険税全体で207万9,000円の増額となります。この分につきましては、第2期、第3期の団塊の世代である方の任意継続者からの国民健康保険への加入及び新規退職者による健康保険者の加入の増と考えております。

以上でございます。

(税務課長 西岡秀育君 降壇)

○議長(小椋孝一君) 住民課長、増谷君。

(住民課長 増谷守哉君 登壇)

○住民課長(増谷守哉君) それでは、私のほうから田代議員の御質疑にお答えさせていただきます。

132ページ、3款1項1目の療養給付費等負担金でございます。これが前年度比3,312万5,000円減額になった理由はどうかということでございます。これにつきましては、前年度からの推計ということに、減額ということになるんですが、保険給付費が29年度大幅に減額となったことが主な要因でございます。

次、133ページでございます。6款2項1目県補助金のうち1号交付金4,760万、これにつきましても前年より減額になっているということでございます。これにつきましては、医療給付費の定率国庫負担金の減少相当分を県が交付するというものでございます。算定に当たりましては、医療費、それから後期高齢者支援金、それから事務費、医療費等が算定の根拠となって出てくるものでございます。これにつきましても、医療費が大きく減額しているということによるものでございます。

続きまして、134ページ、9款1項1目の一般会計繰入金、このうちの1節の一般

会計繰入金、この1億6,267万2,000円のうちの法定外というのは、田代議員が言われたとおり、1億2,744万3,000円、これが法定外繰り入れとして入れている金額となっております。

続きまして、136ページです。1款1項1目の13節の委託料、このうち上から2段目の電算システム改修委託料367万2,000円、この内容についてはどうかということでございます。これにつきましては、当初予算の説明資料の113ページにも書かせていただいておりますので、見ていただきたいと思います。このうちで、133ページの中ほどの委託料のうち、上から3行目から5行目までがこの内訳となっております。まず、1番目は、国保情報収集システムのデータ連携のためのシステム改修194万4,000円でございます。これにつきましては、この改修する内容です。この主な機能につきましては、資格情報、世帯、個人のファイルの作成、それから世帯所得区分情報のファイルの作成、それから国保資格の取得加筆の連携ファイルの取り込み管理、それから市町村被保険者ID連携ファイル取り込みの管理のためのファイルを改修するものでございます。

続きまして、国保制度改正準備に伴うシステム改修118万8,000円、これにつきましては、国保資格の適応開始・終了日についての画面または帳票への対応、それから被保険者証等の様式の改正、それから和歌山県内の他市町村から転入した場合の高額療養費の多数該当対象者に関する管理、この3つのシステムの改修をするものでございます。もう一つ、国保情報データベースシステム改修54万円でございます。これにつきましては、各種報告、また補助金等の算定の基礎、それから申請業務に関するシステムの改修となっております。そして都道府県化に伴う月報・年報の作成するためのシステムを改修するものでございます。以上の改修で合計367万2,000円ということで改修を行うものでございます。

続きまして、137ページ、療養給付費が減額をしているということでございます。これにつきましては、従来、被保険者数、これについては人口減少に伴って右肩下がりの減少となってきました。これによって年々保険給付費の減少が続いている。それとまた一方、紀美野町県下の中でも上位の高受診率、高診療費であること。また、医療費の高度化に伴って、1人当たりの診療費が右肩上がりの増加が続いてきておりました。しかし、保険給付費が平成27年度まで右肩上がりで推移していたものの、被保険者の減少による減額分よりも1人当たりの診療費増に伴う保険費増額分のほうが大きかったた

め、結果的に総額が従来増となってきました。しかし、平成27年度以降、被保険者の減少率が以前の倍近くになり、保険費の減少が非常に大きくなったこと、それから平成27年から28年にかけて、1人当たりの保険給付費が横ばいとなったことから、減額の分が大きくなったという理由に基づいて給付費が減額をしているということでございます。

それとページ数が141ページでございます。8款1項1目特定健康診査等事業費、これについては健康診査ということで進めてございますが、この受診率が29年度どういうふうな形で考えているのかということでございます。27年度の速報値を紹介しますと、36.5%ということになってございます。29年度につきましては38%ぐらいということで、目標値については、平成33年度40%ということで、現段階考えておりますので、御理解いただきたいと思っております。

以上、説明とさせていただきます。

(住民課長 増谷守哉君 降壇)

○議長（小椋孝一君） 5番、田代哲郎君。

○5番（田代哲郎君） 歳入の国保税ですけれども、人口減ですが、1つは、退職被保険者制度がなくなったんで、一般被保険者のほうへ入ってきたと。それと退職して、新たな退職者が国保へ入ってくるんでふえた。これからはふえるところまではいかんけれども、横ばい状態で保険税収入があるのではないかとこの見通しでございますが、何か私としては、もっと自然に考えたほうがいいのではないかと、そんなに人口ビジョンとか、この間の第2次総合計画でも人口ビジョンを上回って人口減が続いているというふうな話もあるんで、その辺のことをもっと保険税の歳入予測についても、もっとシビアに考えたほうがいいのではないかと、では幾らにせえと言われても、ちょっとあれですけど、思うんですが、その点どうなんでしょうか。答弁を求めます。

それから132ページの国庫支出金で、療養給付費負担金がこれが減ったり、県支出金が減ったりしているのは、いけば、保険給付費の137ページのところで、今まで右肩上がりにふえてた保険給付、特に1人当たりの医療費が横ばいになってきたんやという、1人当たりの医療費が特に伸びなくなって、横ばいの状態になってきたということで、それに連動して交付金等も減ってるということで、そういう理解でよろしいのか、もう一度答弁を求めます。

それから保健事業費、私の認識では、毎年度40%目指す、何かかなり大見え切られ

たように思ったんやけど、33年度で40%、現在36.5%で、ちょっと上がったということで、今年度は38%、でも担当課から、そこら辺のことについて答弁をお願いします。

それから逆です。歳出の総務費、136ページ、もう一度お伺いします。この委託料の中で、県単位化にかかわってくるシステムの改修というのは、国保情報データベースシステム改修委託費なのかどうか、この辺について答弁を求めます。

以上です。

○議長（小椋孝一君） 税務課長、西岡君。

○税務課長（西岡秀育君） 本当に貴重な御意見ありがとうございます。

将来のことはさておきながら、本年は29年度の予算でございますので、この数字というのは、28年12月末現在をもった数値を実績として作成をしております。先ほど申し上げたとおり、保険制度は皆保険でありまして、どこかの保険へ入らなきゃならない。だから任意継続保険は2年間で切れますので、必ず何らかの形で国民健康保険に入っていたかなきゃならない。任意継続保険というのは、社会保険の継続者であるということでございますので、ある程度の所得、または年金等がございます。私も先日、共済の任意継続保険と国民健康保険の仮計算をいたしましたところ、共済では約51万円、国民健康保険57万円でした。よって、国民健康保険でなく、任意継続保険にお世話になろうかと思っております。ただし31年になりますと、任意継続保険が51万円、国民健康保険が20万になります。ですから、31年に私は国民健康保険にお世話になろうと思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（小椋孝一君） 住民課長、増谷君。

○住民課長（増谷守哉君） ページ数132ページです。3款1項1目の療養給付費等負担金の減額の再度確認、どうかということでございます。これにつきましては、歳出の中にある保険給付費、これが1人当たりの療養費が26、27と横ばいになってきたと。今まではずっと上がってきたんですが、それが頭打ちというふうな形の状況になってきているということで、それと保険者数が減ってるということで、その減が非常に大きくなってきたというところが一番の要因となっているものでございます。

それと136ページの1款1項1目の一般管理費の委託料、この電算システム改修委託料のうち、先ほど説明させていただきました国保情報データベースシステムの改修の説明ということでしょうか。これについては、30年以降につきましては、県と連携を

組んでというふうな情報やりとりをしながら業務を進めていくということになるんですが、国への補助金の関係の算定のための情報のやりとり、それから、それに伴う申請業務の書類の作成とか、そういう関連のシステムを改修、新しくつくっていくということと、都道府県化に伴って月報、今でも作成をしているんですが、県下統一した様式の月報、それから年報、これをつくっていくシステムを構築するという事で改修するものでございます。

以上です。

○議長（小椋孝一君） 保健福祉課長、湯上君。

○保健福祉課長（湯上ひとみ君） 田代議員の再質疑にお答えいたします。

141ページの特定健康診査等事業費の受診率についてでございます。

先ほど住民課長のほうからありましたように、29年度は38%、33年度は40%の目標ということだったんですけども、実際には、法定報告というのは、40歳から74歳の方が1年間国保の状態である方が受診しているかどうかということで、実際にはもっと受診もでございます。28年度は、まだ法定報告は出てないんですけども、2月末現在で37.2%ということで、ほぼ目標に近づいているのではないかと考えております。ただ、出るのはもっと先ですし、今後も受診率の勧奨については積極的に行って、本当に低い目標といたらおかしいんですけども、本当に達成、必ずしていくような目標設定ということで御理解いただきたいと思っております。また、29年度は40歳代の受診率を高めるために、前にもお話ししましたように、運動指導とか、若い方への働きかけを積極的に行っていきたいと考えておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

○議長（小椋孝一君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） これで質疑を終わります。

これから議案第26号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） 賛成討論ありませんか。

5番、田代哲郎君。

（5番 田代哲郎君 登壇）

○5番（田代哲郎君） 紀美野町国民健康保険事業特別会計予算に対する賛成討論

を行います。

実は、この予算の中に歳出で、歳入でも入ってるんですが、それは指摘しませんでした。歳出で、国保情報データベースシステム改修委託料、先ほども担当課長さんのほうから答弁があったように、国保の県単位化に伴うさまざまなシステムの改修費が入ってます。私たちは、国保の県単位化ということについては反対ですが、ただ、これをシステム改修しないと、県単位化になったときの国保の運営ができなくなるということがありまして、あえて、このシステム改修に異論を唱えることはいたしません。

後期高齢者医療については、私たちは制度そのものに反対していますが、国民健康保険は、国民にとって必要な制度であるというふうに理解して、そのあり方がこれから問題だということで、あとは町がどれだけ一生懸命、今の現状の制度の中で、一般会計からの繰り入れであったり、保険税を抑制するために頑張るかということになると思います。

また29年度予算には一般会計からの繰り入れ、法定外繰り入れ1億2,744万3,000円が計上されています。これはほかの市町村、繰り入れてる市町村も結構あるんですが、これだけの繰り入れを行っている市町村はほかにないと私は理解しています。この点については非常に評価すべき繰り入れだと思いますので、この予算に対して賛成をいたします。

以上です。

(5番 田代哲郎君 降壇)

○議長(小椋孝一君) 反対討論を行います。

賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小椋孝一君) これで討論を終わります。

これから議案第26号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小椋孝一君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

◎日程第3 議案第27号 平成29年度紀美野町国民健康保険診療所事業特別会計予算について

○議長（小椋孝一君） 日程第3、議案第27号、平成29年度紀美野町国民健康保険診療所事業特別会計予算について議題とします。

これから質疑を行います。

5番、田代哲郎君。

（5番 田代哲郎君 登壇）

○5番（田代哲郎君） 紀美野町国民健康保険診療所事業特別会計予算で、歳出の156ページをお願いします。1款総務費、1項施設管理費、1目一般管理費、2節の給料です。一般職給1,508万2,000円、前年度は1,098万2,000円の計上でした。提案説明のとき、住民課1名と看護師3名ということで説明があったと記憶しております。その中に、なかったら結構なんですけど、訪問看護というあれがあったように思います。その訪問看護について、どういうふうに訪問看護を展開されるのか。説明を求めます。

（5番 田代哲郎君 降壇）

○議長（小椋孝一君） 住民課長、増谷君。

（住民課長 増谷守哉君 登壇）

○住民課長（増谷守哉君） 田代議員の質疑にお答えさせていただきます。

156ページの1款1項1目の一般管理費のうち給料1,582万円です。昨年度よりふえてるんですが、昨年度は3名の職員の給与を置いておりました。29年度は、4名の職員の給与を置いております。1名ふえましたのは、従来、看護師につきましては、正職員1名、それから臨時職員1名、この2名で業務を担当してたんですが、長谷毛原、国吉診療所において、管内において訪問診療を昨年度も活発に行ってきたところで、施設が国吉と長谷毛原2カ所にあまして、医師と看護師が訪問診療した場合に、1つの施設に看護師がいなくなると。あいてくるというような状況になってきます。そういうこともありますし、看護師2名ですと有給休暇等についてもなかなか取りにくいというんですか、全く訪問診療出たら、2つの施設に誰も看護師がいなくなるというふうな状況になって、いろいろ今までも苦心して対応してきたんですが、1名の正職員の看護師を入れていただいて、3名体制でローテーション組みながら、これから、さらに訪問診療を行ってまいりたいということで、予算を計上させていただいているところで

以上、説明とさせていただきます。

(住民課長 増谷守哉君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (小椋孝一君) これで質疑を終わります。

これから議案第27号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長 (小椋孝一君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (小椋孝一君) これで討論を終わります。

これから議案第27号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (小椋孝一君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第28号 平成29年度紀美野町後期高齢医療特別会計予算について

○議長 (小椋孝一君) 日程第4、議案第28号、平成29年度紀美野町後期高齢医療特別会計予算について議題とします。

これから質疑を行います。

5番、田代哲郎君。

(5番 田代哲郎君 登壇)

○5番 (田代哲郎君) それでは質疑を行います。

170ページ、歳入の1款保険料、1項後期高齢者医療保険料、1目後期高齢者医療保険料9,559万7,000円、前年度が8,836万9,000円プラス722万8,000円の増額です。後期高齢者医療保険料について、国は、均等割5割軽減と2割軽減の対象者を拡充する改善を行いました。同時に平成29年度は所得割の軽減を5割から2割にし、それから特例軽減の段階的廃止を打ち出しました。元被扶養者であった被保険者について9割軽減を7割軽減に引き下げました。こうした保険料改定で影響を受ける被保険者数と割合は税務課のほうでわかるのかどうか、把握できれば答弁を求めます。

歳出に移りまして、173ページですが、2款後期高齢者医療広域連合納付金で、1項後期高齢者医療広域連合納付金、あと1目も同じ医療広域連合への納付金です。負担金補助及び交付金、後期高齢者医療広域連合納付金が3億2,493万8,000円の計上になってます。前年度3億1,941万4,000円で、プラス552万4,000円の増額計上です。先ほどの担当課長からの答弁で、国保の被保険者1人当たりの医療費もだんだん下がってきているということですが、それでも1人当たりの医療費は、県下で一番高い部類に入っています。ところが後期高齢者1人当たりの医療費は県平均を100とした場合に90から95の範囲で、どちらかといえば、ちょっと低いほうに入っています。これはただ、現在のデータではないんです。後期高齢者医療広域連合が配布しているデータヘルス計画にそのようなデータで載ってるんで、その違いが、75歳以上過ぎたら病気がないということであればいいんですが、その違いがなぜ起こるのか。推定のあれで結構ですので、答弁求めます。

(5番 田代哲郎君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 税務課長、西岡君。

(税務課長 西岡秀育君 登壇)

○税務課長 (西岡秀育君) それでは田代議員の御質疑にお答えをいたします。

本来ならば、後期高齢者医療制度の賦課につきましては、県の連合会が行うものであり、町としましては、所得情報という形になっておりますが、私も議員がおっしゃられた改正事項に興味を持ちまして、データをたまたま取り寄せておりました。

それでは、2割軽減、5割軽減の拡充につきましては、2割軽減については1人対象者が増になります。それで5割軽減の増が6名、計7名になります。金額といたしましては、2割軽減が9,022円と5割軽減が13万5,318円の合計14万4,340円でございます。そして所得割の軽減の5割から2割への影響が、5割が253名、2割軽減が253名、同じく253名です。5割から2割へ変わったのが253名、影響額としましては181万5,797円となります。元被扶養者の軽減の9割から7割への軽減ではございますが、395名で、113万4,457円が影響するというふうに連合会からは聞いておりますので、答弁とさせていただきます。

(税務課長 西岡秀育君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 住民課長、増谷君。

(住民課長 増谷守哉君 登壇)

○住民課長（増谷守哉君） 田代議員の御質疑にお答えさせていただきます。

紀美野町の国保の医療費については、県下34市町村のうちトップであると。後期では、それほど高くないということで、その理由はどういうことであるかということであるかと思えます。

後期高齢医療制度では、被保険者、これにつきましては75歳以上、それから65歳以上75歳未満で、一定程度の障害の状態にあると広域連合の認定を受けた方という、大変限定された年代層の対象者ということになります。このことから国保のような年齢構成の医療費によって、これが大きく左右されない。国保であれば高齢化が高いところというのは、60歳から74歳までの被保険者の非常に医療費が高くかかるところは医療費は高くなるんですが、後期高齢についてはおおむね75歳以上のという限定されたところでありますので、県下平均した形になってくるんかなと考えております。

先ほど田代議員が御説明あった後期高齢医療における平成25年度の医療費で、県平均を100とした場合、県下の状況を見てみますと、100を超える市町村は県北部に集中した和歌山市を含む5市3町と湯浅町ということになってございます。このことから、県北部には入院も可能な大型医療機関が多くあり、地域住民が診療を受けやすい住環境にあるのではないかと考えております。このことが医療費に大きく影響しているものと考えております。紀美野町は、その地域から少し外れているということで、県下上位から13番目に位置しているということです。決して安くはない、高い部類に入るんかなということで考えてございます。

以上、説明とさせていただきます。

○議長（小椋孝一君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） これで質疑を終わります。

これから議案第28号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

5番、田代哲郎君。

（5番 田代哲郎君 登壇）

○5番（田代哲郎君） 反対討論を行います。

後期高齢者医療制度については、制度発足当初から、命に年齢で差別を持ち込み、高齢者の尊厳を著しく傷つけるものであるとして、制度の廃止を求めてきました。制度発

足以来、多くの高齢者が不服審査請求を提出し、陳情を重ねています。

この制度は、75歳以上の人口と医療費がふえればふえるほど保険料にはね返る仕組みになっており、まさに高齢者に早く死ねといわんばかりの仕組みです。後期高齢者医療保険料については、国は均等割5割軽減と2割軽減の対象者を拡充する改善を行いましたが、同時に特例軽減の段階的廃止を打ち出しました。また、低所得者の保険料軽減特例の見直しで、政府は、平成30年度から所得割の保険料軽減を廃止する方針です。そして、元被扶養者であった被保険者についても、政府は平成29年度7割軽減、平成30年度5割軽減に、平成31年度からは、資格取得後2年間のみ5割軽減とする方針です。特に扶養家族だった人で、後期高齢者医療制度に移った人は、5倍から10倍もの負担増が強いられるケースもあると見られています。長生きすることが許されないともいうような高齢者への仕打ちは余りにも非情であり、孤立し、介護殺人という悲しい事件も後を絶たない実情であります。私たちは、高齢者の人権と尊厳が大切にされることを願ってやみません。したがって、平成29年度当初予算に反対いたします。

以上です。

(5番 田代哲郎君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (小椋孝一君) 反対討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (小椋孝一君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで討論を終わります。

これから議案第28号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を願います。

(起立多数)

○議長 (小椋孝一君) 起立多数です。

したがって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第29号 平成29年度紀美野町介護保険事業特別会計予算について

○議長 (小椋孝一君) 日程第5、議案第29号、平成29年度紀美野町介護保険

事業特別会計予算について議題とします。

これから質疑を行います。

6番、西口 優君。

(6番 西口 優君 登壇)

○6番(西口 優君) 196ページ、右下の介護用品支給700万円というのがあります。ここのこの現物支給ですけど、価格引き下げ努力、私、この紀美野町と関係のあるやすらぎ園は、私が買ってるよりも品物が安い。それと、紀美野町が支給する現物については、私が自宅で買ってる物よりも高いという。だから、同じ公的なところが仕入れてる割には値段が余りにも違うという。それと実際問題として、この紀美野町内の薬局が、それはもちろん町内業者の育成ということを考えたら、町内の業者から仕入れるのはいいことなんやけど、実際問題として、どこの薬局から来るやつであっても、うちへ届くのは和歌山市内の同じ業者が来ます。だから、実質は電話だけの商いをしてるんじゃないかなと、こういうふうに思うんですよ。だから、配達とはいいながら、業者が配達といっても、実際には市内の業者が直接配達してくれて、窓口が違ったところで同じ業者が来るわけですよ。だから、実質そういうので考えたときに、配達といいながらも、配達してるから、高くつくんかなと思いつつながらでも、実際は同じ業者が配達に来るといふ、だから、もう少し安くできる方法があるんじゃないかな。確かに窓口は違う、役場が契約している薬局の窓口が違うんだけど、持ってくるのは同じ人が持ってくるわけよ。そういうふうに考えたときに、公正な商いということが、何か釈然としなくて、もう少し安く仕入れる方法という、しょせんは、金額的に金額を決定して、私、母親のために支給されてます。だから、1つ当たりの単価が安ければ、その分だけ同じ枚数がふえるということになるかと思うんですけど、役場の支給だけでは実際わからない。だけど、残りはもちろん個人負担として仕入れるわけなんですけど、単価が高ければ、その分だけ枚数が少ない。だから、安く引き下げる努力することが町民のためになるんじゃないかなと、こういうふうに思うので、その辺の引き下げ努力ということについて尋ねたいと思います。

(6番 西口 優君 降壇)

○議長(小椋孝一君) 保健福祉課長、湯上君。

(保健福祉課長 湯上ひとみ君 登壇)

○保健福祉課長(湯上ひとみ君) 西口議員の御質疑、196ページの3款3項3

目の20節の扶助費の介護用品の支給についてでございます。

これにつきましては、家族介護用品の支給ということで、本町では、町内に住所を有して、65歳以上の在宅の方で、要介護、要支援認定を有するもので、紙おむつを必要としている方、対象者の属する世帯が所得税非課税の方、おむつの必要性がケアプラン等に記載されている方ということで、本町では年間7万5,000円までを上限としております。これは市町村によってばらつきはありますが、上限は高いほうではないかと考えております。

また、支給の方法につきましても、いろいろな支給の方法があるんですけども、議員おっしゃったように現物支給ということで行っております。また、基本的に年に4回程度に分けて、家族さんの方の負担軽減のために配達をしてもらいたいということで、毎年町内取扱業者の見積もりの提出により最低価格で決定しているものでございます。先ほど議員おっしゃったとおり、やすらぎ園は、もっと安いのではないかとということで、比較しますと、町の場合は高いような状況ですけども、海南市の同じものと比較した場合は余り変わらない状況ではありました。少し紀美野町のほうが高い、少しだけ高いような状況でしたが、余り変わらないような状況です。やっぱり配達ということについて、紀美野町では、地域性もあって、家族の負担のこともあり、配達ということをつけて現物支給をさせてもらっているところです。

御指摘の価格引き下げの努力につきましては、先ほど申し上げたとおり、町内に限っておりますが、最低価格で決定させていただいているということで、努力はしておるんですけども、さらに引き下げとなると、町内業者の育成ということもありまして、なかなか厳しい現状ではあるのかなと考えておりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

(保健福祉課長 湯上ひとみ君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) しばらく休憩します。

休 憩

(午後 2時31分)

再 開

○議長 (小椋孝一君) 休憩以前に引き続き会議を開きます。

(午後 2時31分)

保健福祉課長、湯上君。

○保健福祉課長（湯上ひとみ君） 失礼いたしました。町内の業者がどこになっても、和歌山市内の業者が配達しているのではないかと御指摘だったかと思います。これにつきましては、実際には、もうそこは行政のほう、私どものほうでは、そこまでの監視ができておりませんで、町内業者さんには受けていただいて、その後、どのような形で配達しているかというのは、その薬局の方にもう委ねておりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

○議長（小椋孝一君） 6番、西口 優君。

○6番（西口 優君） 薬局、確かに交互に来てくれてるわけや。役場の受付、窓口がそうなってるんやと思うけど、実質は、変わっても全く、その配達する人も同じで、同じ業者が直接来る。だから、薬局というのは多分電話だけの商いしてるんやと、こういうふうに感じられるわけでしょ。だから、海南市にあっても、紀美野町であっても、紀美野町がちょい高やと言うてるけど、価格を下げることによって、うちら支給されるわけだから大きなことは言えんのかやけど、だけど金額を支給しますとなる。そうしたら幾らの単価であっても、単価で、だから枚数で変わってくるわけでしょ。実際問題として、うちの手元に届くときは。だから枚数で変わるんやけど、何でその業者って決まってるのかなという、こういうふうな、確かにその業者が一番安いであろうかと思うんやけど、もう少し業者にそういうふうな指導というものができないものか、なぜか毎年同じ人が来るわけよ、窓口は違うんやけど、上田さんとかからとか、前田さんとかからと来るんやけど、だけど来てる人は全く同じで、同じ人が来て、そうして、そういうふうな手配されてるといところが、本当に引き下げ努力が適正に行われているかということにちょっと釈然とせん部分を感じるから、もう少し安く仕入れられたら家の負担が安くなる。どっちにしても足りないんやで。足りないけど、それはもちろん応援してくれてることには変わらないから、金額幾ら分ですよというて、支給の決定を受けるわけやけど、その分だけ金額的に考えたら枚数が少ない。だから、同じ支給する、金額はもう決まってるわけですよ。だから支給される金額は決まってるんだけど、枚数が少ないという部分が多分うちだけじゃない、だから、そういうところでもう少し価格を努力して下げてくれたら、きっと7万5,000円の支給が8万円分にも9万円分にもなろうかと。こういうふうな、金額的に役場の負担は同じであっても、そういう部分が何とかならんのかなと、こういうふうな思うので、それも同じ役所関係で、やすら

ぎ園は、うちよりはるかに安い、そして役場の支給される分はるかに高いという、僕は、これが釈然とせんわけよ。だから、もう少しそういうふうな努力の形が見えるようになればいいのかなと思うけど、何かいい方法があれば、きっと、もうこういうふうには、先入観という、この薬局で、確かに、これが実際介護のおむつなんていうのは、入札の時点で、薬局でなければいけないのかなど。その八百屋がおむつを売って、そんなこと考えてもないけど、だけど、その医薬品じゃないわけでしょ。だから、もう少し入札の幅で、例えば八百屋であっても、そんなんであってもということは、可能なんじゃないかなって、これ医薬品じゃないから、きっと薬局でなくても扱えるかもわからない。その辺はちょっとわからないけども、そういう可能性もあるわけだし、だから、仕入れの窓口をもう少し入札の時点でふやすことが可能なんじゃないかなと思うんだけど、その辺の考えを聞かせていただきたいと思います。

○議長（小椋孝一君） しばらく休憩します。

休 憩

（午後 2時36分）

再 開

○議長（小椋孝一君） 休憩以前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時37分）

保健福祉課長、湯上君。

○保健福祉課長（湯上ひとみ君） 町内業者で取り扱っていただいているところに見積もりを依頼しているということです。いろいろ提案もいただいている点についても、今後も検討課題やと思うんですけども、それにいたしましても、町内業者の育成という点につきましては、引き続き、守りたいなと考えております。

なお、この制度につきましては、介護保険の包括的支援事業の中で補助金もいただきながらやってるもので、これについて、全体に国のほうからの見直しという声もないこともないんです。いろんな状況を今後も見ながら進めていきたいと考えておりますので、御了解いただきたいと思います。

○議長（小椋孝一君） ほかに質疑ございませんか。

5番、田代哲郎君。

（5番 田代哲郎君 登壇）

○5番（田代哲郎君） それでは介護保険事業特別会計について質疑をいたします。

まず、歳入について、184ページ、介護保険料です。1項介護保険料、1目第1号被保険者保険料、第1号被保険者保険料3億44万7,000円の計上で、前年度プラス346万5,000円の計上です。平成27年度決算額は2億9,659万6,354円の決算でした。説明資料では、第10段階から第11段階の被保険者が若干ふえています。お聞きしたいのは、この第1号被保険者の中で、第9段階から第11段階、つまり、どちらかといえば高額所得者なんですが、被保険者がふえている理由はどうか、わかっている範囲で答弁をお願いします。

それから4款の支払基金交付金、1項支払基金交付金は185ページになります。1目介護給付費交付金、1節現年度分で、現年度分4億4,786万円で、プラス674万8,000円の計上になってます。説明資料では、地域密着型サービスを1,442万円増額して計上しています。地域密着型サービスを増額して計上する理由について説明を求めます。

次は、191ページに移ります。

歳出で、総務費、3項介護認定審査会費です。2目の認定調査等費で、7節賃金9,617万円の計上になっています。前年度は370万3,000円の計上でした。説明資料では、認定調査員を1.7人から2.72人に増員するという事になってます。認定調査員をふやして計上する理由について説明を求めます。

194ページをお願いします。3款地域支援事業費です。要支援1と2が介護保険給付から外れて地域支援事業費になります。そのことに伴う予算です。1項介護予防生活支援サービス事業費、194ページ、1目介護予防生活支援サービス事業費です。19節負担金補助及び交付金、介護予防生活支援サービス事業費1,998万7,000円の計上になっています。説明資料では、介護予防生活支援サービス事業費として、第1号訪問事業、介護予防訪問サービスからの移行分985万2,270円、これが現行相当サービスということで、1,800円掛け4.3回掛け12カ月掛け10人、92万8,800円、これが今の基準緩和型サービスが計上されてます。第1号通所事業として、介護予防通所サービスからの移行分1,042万891円で、これは現行相当サービスということです。基準緩和型サービスとして、2,700円掛け4.3掛け12カ月掛け20人として計上されてます。現行相当サービスは、指定サービス事業所か今までどおりみなし指定でサービスに当たることになると思いますが、1点目は、基準緩和サービス

の単価は自治体ごとに違います。紀美野町の単価設定はどのような基準によるものか、この点が第1点です。

第2点は、介護予防サービスの利用料は、月単位の包括支払いということに現在はなっています。ですが、基準緩和サービスでは、1回ごとの出来高払いになっています。この出来高払いにしたのはどういう理由からか、答弁を求めます。

3点目は、訪問や通所の基準緩和サービス委託事業所をどう考えておられるのか答弁を求めます。

それから4点目、生活支援サポーター養成事業というのを実施されたんですが、これへの応募状況はどうか。

それから5点目として、新規認定申請者、それから更新申請者への対応は、全て従来どおりの手順で、申請があれば審査をするということになるのか、その点について答弁を求めます。

以上です。よろしく申し上げます。

(5番 田代哲郎君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 税務課長、西岡君。

(税務課長 西岡秀育君 登壇)

○税務課長 (西岡秀育君) それでは田代議員の御質疑にお答えをいたします。

介護保険料で9段階から11段階までの増につきましては、個々の事情があり、所得が上がったものと考えております。算定資料といたしましては、28年12月末現在の人員数に28年の1月から3月までの実績の減を加味し、29年の1月から3月までに65歳に到達される方の増を加味したもので算定をしておりますので、よろしく御申し上げます。ですから、増の原因というのは所得が上がったということであります。

以上、答弁とさせていただきます。

(税務課長 西岡秀育君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 保健福祉課長、湯上君。

(保健福祉課長 湯上ひとみ君 登壇)

○保健福祉課長 (湯上ひとみ君) 田代議員の御質疑にお答えいたします。

まず、1点目、185ページの支払基金のところ御質疑のあった地域密着型の増額の理由はという点だったかと思えます。それにつきましては、小規模多機能型居宅介護事業所が今年29年度でふえる予定という点と、小規模のデイサービスが平成28年4

月から地域密着型サービスに移行したということで、町内では、長谷毛原デイサービスセンターがそれに当たりますが、この2点が大きな要因と考えております。

次に、191ページの1款3項2目認定調査等費についてでございます。これにつきましては、認定調査員、現在3名いるんですけども、不規則な勤務と申しますか、いろんな事業がありまして、フルタイムではございません。それで1人あたりに換算すると少し少ないわけです。現在、御存じなおおり、新規申請等の窓口の介護の新規申請の場合とか、窓口相談とか認定調査、新規認定の場合につきましては、ほとんど町の保健師で対応しているところです。ただ、新しい総合事業が始まるということで、説明等の事業量がそのものがふえるために、新規申請を任せられるフルタイムの調査員を雇用したいということで今回上げさせていただいております。

次に、194ページの3款1項1目介護予防生活支援サービス事業費に関する御質問ということで、1点目は、基準緩和は自治体ごとに設定できるが、どのように決めたかということでございます。これにつきましては、基準は、国から現行相当ということで、単価は想定されているものがあります。現在のものよりも低い設定でせよという提案もありまして、それをもとに設定しているものでございます。基準緩和につきましては、それをもとに設定しておるものです。

次に、月単位に支払いを行っていた包括的な支払い、要支援1・2の方は、デイサービスもヘルパー事業につきましても、月単位だったのを1回ごとの出来高にしたということについてでございますが、これにつきましても、国の提示に基づいて参考にしたということと、やはり1回でも、休んでも同じ支払いがあるという従来のやり方でございましたので、やはり説明もしやすいということで、1回単位に想定しております。ただ、月の利用が回数として、上限額を超えるような場合は、包括単価も想定しているところです。

次に、委託事業所をどう考えるかということなんですけども、基準緩和型の事業所は、近隣の事業所には全て説明会を行っております。現状では、訪問につきましては、町内3事業所、町外3事業所です。通所につきましては、町内は、3事業所で5カ所でございます。町外は2カ所になっております。

それと生活支援サポーターの応募状況ですけども、4回行いました。終了者は23人でございます。先日、終了者のうち、事業参入移行の方への説明会を行いました。そこでは出席が11名ございましたが、最終的に登録の状況というのは、まだ聞いてござい

ません。

次に、新規申請と更新申請のときの対応については従来どおりかという御質疑だったかと思えます。これにつきましては、基本的には変わりません。少し長くなるんですけども、要支援認定者の更新が切れる前には、ケアマネジャーが更新申請の説明の後、申請したい方は申請に至る、申請もうしなくていいといった方の中で、保健師が訪問して、基本チェックリストと生活行為への意欲を把握するためのアセスメントシートというものと認定調査項目の聞き取りを確認します。それで再度やはり申請が必要な場合は、そこで申請を受け付けるというような形をこの3月から始めております。また、新総合事業のサービスでいい場合は、もともと担当していたケアマネジャーに情報提供して、保健師も入ったサービス担当者会議を行った後、プランを行い、サービスにつなげるということです。これは1年間続ける予定にしております。これは要支援認定の方になるんですけども。新規の申請につきましては、保健福祉課になるんですけども、その窓口でまず聞き取りを行います。介護認定や要支援認定が必要な場合は、その場で申請を受け付けます。それ以外の場合は、ケアマネジャーはまだついておりませんので、保健師等の訪問で、先ほど言いました基本チェックリストというのと生活行為への意欲を把握するためのアセスメントシートというものと認定調査項目の聞き取りを確認いたします。その後、サービスにつながる場合は、ケアマネジャーを委託して、また、先ほどと同じように保健師も入ったサービス担当者会議の後、プランニングをして、サービスにつなげるということで、基本的には従来と変わらず、ただ、要支援の方につきましては、訪問等で説明を十分行う予定にしておりますので、御理解賜りたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

(保健福祉課長 湯上ひとみ君 降壇)

- 議長（小椋孝一君） 5番、田代哲郎君。
- 5番（田代哲郎君） 歳入の介護保険料については、新しく加入される方が退職等で高額というんですか、収入が多い人がふえたんで、そういうことになったということです。これはこれでいいことだと思うんですけど、そのとおりにいくかどうかはわかりませんが、支払基金交付金については、小規模多機能事業所も新しくふえることだし、地域密着型のデイサービス等もふえるので、そういう形で増額して申請したんだということです。

それから歳出1款の総務費での191ページの認定調査員等費のふえるのは、今確か

に3名というのは不規則で、確かに認定調査だけではなしに保健福祉課の仕事自身が非常にふえて複雑化しているので、新規の申請とかに対応する場合に説明とかをできるように、そういう認定調査員をふやしたいという、3名にふやしたいということだと思いますので、ただ、総合事業に絡んでということになると、複雑なこともあるんですが、専門職であれば、ふやしたほうがいいんじゃないかと思います。

それから問題は、3款の地域支援事業費で、194ページからのことに関する質疑です。

国が示されているモデルケースでは、現行相当の額よりも低い値をとということで国からはモデルを示しているということで、そういうことになるんだという説明だと思います。現行の介護予防、訪問介護の場合は週1回程度の利用で、ただ、月4回になるんですけど、月1万2,260円ということに月単価はなってます。これ月単位の、現在は包括料金なので、利用者にキャンセルがあっても、収益は変わらない仕組みになってます。何でそうなるかという、前に介護保険給付から要支援1の、昔は要支援1と、要支援ということで、要支援1・2というふうには分かれてなかったんですけど、それを1・2をとというふうに分けて、その給付を予防給付という形に、介護給付ではなしに予防給付ということにやったときに、たしか全体の料金が多少引き下げることで、ただ、包括料金にするから、キャンセルされても利用がなくなっても同じ料金になりますからということで、そういうふうに分けておりましたが、ですから、基準緩和の訪問介護だと、1,800円プラス200円ということで、1回2,000円の事業所収入になります。これでいくと、4.3回として1カ月8,600円ということで、予定どおりきちっと月4.4回余りを利用したにしても、現行の1万2,260円よりは低い収益になります。しかも出来高払いのために、利用がなければ、きょうはちょっと休んでくれてもいいよというような場合には、その分が差し引かれますので、その分カットされます。

それから現行の介護予防、通所介護の場合も要支援1であったら、月額1,647単位、これは10倍ですから、1万6,470円の定額料金になってます。2,700円に利用者負担300円を入れて、4回余りということになると1万2,900円ということになって、これも出来高払いで利用を休んだら、その分だけ差し引くということになりますので、1万6,470円よりは低い料金になります。基準緩和の場合は、軽度なので、一応基本チェックリストだけで利用する人のあれで、軽度だから、半日見守りだ

けでもよいのでということになってますが、それでも何かあれば、事業所が責任をとらなければならないという負担があります。事業所の責任が問われます。半日利用だけで送迎車両を出すというのが実際はそんなに半日おってもらってということになるのか、そのところが疑問で、もうそんなことするんやったら、一日おってもらってというようなことにならないのかということが気がかりです。ただでさえ、今の事業所というのは、訪問介護もデイサービスも非常に収益率が低くなってます。かなり圧迫されているというか、経営状況が悪くなっているところが多いので、そういうのでやっていけるかどうかという、非常に事業所が生き残っていけるかどうかの本当に瀬戸際ではないかということで、今の事業所見てたら懸念します。そういう点については、どうなのか。

それから基準緩和サービスで、生活支援サポーター、何人かが受講されて、まだ登録されてる人はないということなんですが、介護保険制度が始まった当時、産休ヘルパーという資格があったんです。これは生活援助しかできないヘルパーの資格で、この場合も研修時間が講義25時間、演習17時間、実習8時間の合計50時間の研修で始めて、生活支援しかできない、現在の生活支援サポーター制度で訪問介護に対応できるのかどうかということが非常に心配になります。多分事業所は、それを受け入れた場合、また、再教育し直して、一緒に訪問するというふうなことで、かなり基準緩和サービスを委託された事業所はしわ寄せがかかるのではないかというふうに思います。

それから認定審査のことにつきまして、これまで市町村窓口で相談があった場合、要介護認定を受ければ、介護保険サービスを利用できるというふうに説明して認定申請をその市町村で受け入れてました。しかし、先ほどの答弁にあるように、そういうふうないろいろなことで、こういうのもあります、こういう場合もできます、例えば認定審査についてもっと早く、もっと早くとは言わないでしょうけど、それは省略することもできますよ、基本チェックリストとかアセスメントを活用して聞き取った上で、振り分けをもっと早くできますよというふうなことになるのと、窓口、しかもガイドラインでは窓口担当者が専門職でなくてもよいというふうになってますので、要介護認定審査を省略して基本チェックリストやアセスメントで利用を進める場合、全ての高齢者にその違いが十分理解できるか、特にその点について疑問に思いますので、その点どうなのか答弁をお願いします。

○議長（小椋孝一君） 保健福祉課長、湯上君。

○保健福祉課長（湯上ひとみ君） 田代議員の再質疑にお答えいたします。

1点目について、少し、もしかしたらずれたら申しわけないんですけども、御質疑の内容につきましては、かなり報酬単価が厳しい中で、事業所としてはやっていけるのか心配しているという点についてのお答えをさせていただきます。

先ほど、詳しくは申し上げなかったんですけども、議員もおっしゃった中にもありました、基準緩和ということで、従来の朝から夕方までの時間ではなくて、4時間単位とか、運動をやらせてもらって、もうお食事もとらずに帰ることもできるとか、そういうことで、基準の緩和が内容につきましてはされておりますが、紀美野町の今受けていただく予定のところでは、送迎を途中で変えるということは、余り現実的ではないような気がします。ただ、利用者の方につきましては、要支援1・2だった方とか、事業該当者ということで、比較のお元気な方が利用されるということになりますので、従来のように介護とか介助を必要な方がそう多くないと思われまますので、その人員についても基準の緩和もありますので、その点で頑張っていただけではないかとは考えております。

それと、単価には入れてないんですけども、専門職が入る場合は、介護職員の処遇改善加算についてもこちらでは考えております。

また次に、生活支援サポーターの制度で、産休ヘルパーのお話もあったんですけども、こういう方を雇用して、介護に対応してもらうために業者の中でまた研修とかして、しお寄せにならないのかというお話があったかと思えます。それにつきましては、生活支援サポーター、本当に基本的な研修で終わってますので、議員御指摘のとおり、事業所の中で研修というのは必要ではないかなと考えております。ただ、今考えておりますのは、社会福祉協議会でこの事業を行っていただくと考えておまして、やはり社会福祉協議会というのは、普通の事業所ということだけではなく、地域福祉の中心的な位置づけでもありますので、業務ではありますが、有償ボランティア的なことも対応というか、そんなことも、私たちは少し期待もありまして、そういう仕事につながるような業務をしていただく方をふやしてもらいたいなという気持ちもあって、頑張っていただけならなと考えております。

その次の窓口対応について、専門職でなくてもいいということで、全ての高齢者に理解してもらえるのかというお話だったんですけども、先ほど答弁させていただいたとおり、紀美野町では、この制度移行の1年間をかけて専門職が訪問によって説明を行う予定としております。従来、サービスを利用されている方につきましては、ケアマネジャーさんにも、その説明も一部お願いしているところではあるんですけども、継続的な説

明につきましては、従来どおり専門職が対応します。また、新規に窓口対応に来た場合にいろんな相談を受けて、御本人さんの様子とか、いろんな状況によって、すぐに訪問とかデイにかわるようなものを、必要な場合で簡易に、まだ比較のお元気な場合は、審査を経ずに速い対応で利用できるメリットもお話する反面、認定でなければ受けられないサービスというのもございますので、その辺は十分に説明を行って、適正に指導していきたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

○議長（小椋孝一君） 5番、田代哲郎君。

○5番（田代哲郎君） 国の法律が変わったんで、この総合事業そのものの実施は避けられないという、それはそうだと思います。でも、その基準緩和サービスを導入するかどうかは、国はそれを勧めていますけども、町の裁量で、今のところ決められるんです。町のほうで、それをやるかどうかというのは決めることができます。ですから、地域の介護の事情から出発して、国のガイドラインをうのみにせずに、まずは現在のサービスを維持、確保することを最優先にし、後で助け合いとか支え合いとか介護予防の地域づくりはしっかりと時間をかけて検討するという、そういう構えの現実的な選択をしている自治体もあります。一番、そのモデルケースといわれるのが岡山県の倉敷市や神奈川県川崎市なんですけど、多様なサービスはあえてつくらずに、当面は現行の訪問介護、通所介護事業をみなし指定として総合事業のサービスを担わせるという、これだけでいくというものです。現行相当サービスのみで実施して、単価も内容もこれまでどおり、基本チェックリストは認定で、非該当者のみ実施するという、そういう説明をしています。

これが川崎市の説明のチラシなんですけど、基本チェックリストでやるのは、ここではっきり非該当者のみということで、非該当者に改めて基本チェックリストを実施して、それでも、この総合事業のこういう介護のサービスが要るかどうかという、これは倉敷市ですが、総合事業に移行したらどうなるのって、何も変わりませんというふうに説明しています。ずうっと読んでみたら、そういう説明です。ですから、今も予算も計上してるんで、あれですけども、全国的に2016年度とか2015年度に開始した市町村の中には、小さな自治体を中心に、サービス内容も単価も全て現行どおりのまま移行したということで、であれば、こういう支援事業は基準緩和サービスは計上しなくても済むわけですから、それを無理につくってという、基本チェックリストも不十分なんで、第6期中は総合事業に移行しても、これまでどおり要介護認定を全部受けてもらうという

説明をしている自治体もあります。川崎市はそうですけども。ですから、そういう姿勢で臨めば、そういうややこしい予算、現行相当と基準緩和の両方でいく必要もないわけで、ですから、今それをすぐに一旦予算を計上したわけで、修正できれば一番いいわけですけども、形式移行で現行相当サービスを提供して、せめて基本チェックリストだけでも要介護認定、非該当者のみに用いる方向に修正する考えがないのかどうか。そのことについての答弁を求めます。

○議長（小椋孝一君） 保健福祉課長、湯上君。

○保健福祉課長（湯上ひとみ君） 再々質疑にお答えいたします。

基本チェックリスト、川崎市ですかね。基本チェックリストは非該当者のみでというお話だったかと思います。先ほど説明させていただいたとおり、基本チェックリストだけで、本町ではその対象者を定めるものではございません。先ほども説明させていただいたとおり、保健師等が訪問によって基本チェックリストと生活行為への意欲を把握するためのアセスメントシートと介護認定調査の項目の聞き取りも全て行っております。事前にケアマネジャーさんにその状況をお聞きして、もう申請はせずに、総合事業だけでと言われた方の中でも、また専門職が訪問して、いろんな聞き取りを行った中で、介護認定が必要な場合は介護認定のほうへつなげることにしておりますので、チェックリストだけで判断しているものではございません。現行相当ということで1年間かけて、今後も検討しますし、基準緩和を設定しているというのは、やはり介護保険料を使っている中で、必要な方には、介護サービスを受けていただくんですけども、予防的に介護予防に徹底して、基準緩和型のサービスを使っていただくことで、さらにお元気になっていただくように、いきいき百歳体操などのデイサービスでの利用も考えておきまして、やはり皆さんが介護予防に努めていただくという観点も視点としておきまして、基準緩和型も想定しているところですので、再度になります。基本チェックリストだけで判断しているものではございませんので、御理解賜りますようお願いいたします。

○議長（小椋孝一君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） これで質疑を終わります。

これから議案第29号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

5番、田代哲郎君。

(5番 田代哲郎君 登壇)

○5番(田代哲郎君) 反対討論を行います。

現行の予防給付費よりも安い料金で、しかも、今までどおりの包括ではなくて、出来高払いでのサービス提供を事業者に求めれば、多くの事業者で経営が成り立たなくなる可能性はあります。社会保障費の相次ぐ削減で、そうでなくても不安定な事業所の運営をますます窮地に追い込むことになりかねません。また、基準緩和サービスの導入は、ホームヘルプやデイサービス全体に混乱を与えて、その専門性と社会的評価を含め、サービスの質を低下させる可能性があり、そのことが事業者にしわ寄せを及びかねません。国の法律改定で、総合事業そのものの実施は避けられないにしても、基準緩和サービスを導入するかどうかは町の裁量にかかっています。地域の介護の実情から出発し、国のガイドラインをうのみにせず、まずは現在のサービスを維持、確保することを最優先にしている自治体もたくさんありますし、そういうことから考えますと、紀美野町も形式移行で、現行相当サービスのみを提供し、基本チェックリストとかアセスメント、全部認定審査の質問項目でチェックするということですが、そういうことは要介護認定、非該当者にのみ行う立場で介護予防日常生活支援総合事業を実施すべきだと考えます。そういうことで、平成29年度紀美野町介護保険事業特別会計当初予算には賛成できません。

以上です。

(5番 田代哲郎君 降壇)

○議長(小椋孝一君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小椋孝一君) 反対討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小椋孝一君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小椋孝一君) これで討論を終わります。

これから議案第29号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立多数)

○議長（小椋孝一君） 起立多数です。

したがって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。35分から。10分間。

休 憩

（午後 3時24分）

再 開

○議長（小椋孝一君） 休憩以前に引き続き会議を開きます。

（午後 3時34分）

◎日程第6 議案第30号 平成29年度紀美野町のかみふれあい公園運営事業特別会計
予算について

○議長（小椋孝一君） 日程第6、議案第30号、平成29年度紀美野町のかみふれあい公園運営事業特別会計予算について議題とします。

これから質疑を行います。

5番、田代哲郎君。

（5番 田代哲郎君 登壇）

○5番（田代哲郎君） のかみふれあい公園運営事業特別会計で、215ページ、1款総務費、総務管理費、一般管理費、15節工事請負費で、ふれあい公園施設塗装塗りかえ工事132万9,000円が計上されてます。野外ステージの塗装、かなり剥げてきてますので、剥げてきているというよりも、さびだらけという感じで、その塗装を塗りかえるということで、もうかねがね思うんですが、これ132万9,000円計上して塗装をやりかえるわけですけども、やりかえても、なかなかあれだけの野外ステージをつくったのに利用が進まないという、私たちも昨年の11月に、せっかくあんないいものがあるんだから、使うようにしようということでコンサート企画したんですけど、やっぱり野外ステージというのは天気によって非常に使いにくいということもあります。それでもやっぱりあれだけのステージをつくったんですから、音楽的だけでなく、今のようにふれあい公園と、何回かのコンサートだけにしか使えないというので、やっぱり何とかこういうものもありますよというPRするという手はないものかどうか、その辺どう考えておられるのか、答弁求めます。

（5番 田代哲郎君 降壇）

○議長（小椋孝一君） 産業課長、湯上君。

（産業課長 湯上章夫君 登壇）

○産業課長（湯上章夫君） それでは田代議員のふれあい公園の215ページでございます。15の工事請負費の件からかと思うんですけども、確かに立派なものがございまして、現在、年間4回から6回、7回ぐらいの間で使ってくれております。大きなふれあい公園の芝生公園を使っただけで行事が数回ございまして、舞台をメインに使うというのが確かに少ないと思います。私たちがイベントさせていただけないかなとかいうときには施設の案内等も行いますので、その面で舞台を使っただけのような宣伝等もまた今後力入れていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

（産業課長 湯上章夫君 降壇）

○議長（小椋孝一君） ほかに質疑ございませんか。

11番、美濃良和君。

（11番 美濃良和君 登壇）

○11番（美濃良和君） 212ページの歳入でございますけれども、ここで使用料、1款1項の使用料で、目で1の観光施設使用料が3,130万ということで、前年より80万の増になっております。2目の農林業施設使用料が90万円で、前年よりも16万円の減という、そういうふうな見込みをされているようでありますが、これについてお聞かせいただきたいと思っております。

それから、以前聞きましたので、その方向にあるのではないかと思いますが、観光施設になりますか、芝生なんですけども、子供たちが使ってくれてると。高齢者の方も来られてますけれども、そこで、夏場本当に影もないところでやっていただくので、せめてミストをやってはどうかということで、検討されるということでありましたけれども、この辺については、具体化についてはどうであるかもお聞きしたいと思います。

以上2点お聞きしたいと思います。

（11番 美濃良和君 降壇）

○議長（小椋孝一君） 産業課長、湯上君。

（産業課長 湯上章夫君 登壇）

○産業課長（湯上章夫君） 美濃議員の御質疑で、212ページのふれあい公園の歳入のほうの施設使用料の関係でございます。御質問にありました、まず、ふれあい公

園施設使用料が昨年より上がっております。下のふれあい館使用料が下がっております。この理由は何なということですが、まず、こちらのほうの積算の理由といたしまして、最近になりまして、キャンプが、デイキャンプも含めて、バーベキューとデイキャンプ、キャンプのほうが若干右肩上がりで上がっております。その積算、今までの実績の積算でございます。

それとふれあい館の使用料に関しましては、これは、ここ数年、ふれあい館を使っている団体の方々の売り上げが落ちているというのが現状でございます。それが理由となっております。

それともう一つ、芝生広場のほうが日影が少ないのでミストをしてはどうかということでございます。以前も御質問いただきまして、本年夏までにはできるように考えております。現在考えておるのは、ノアディ城の近くにある木とか、上にかぶさっているような木なんかを利用して、そこからミストが出るような方法を現在研究しております。

以上、答弁とさせていただきます。

(産業課長 湯上章夫君 降壇)

- 議長 (小椋孝一君) 11番、美濃良和君。
- 11番 (美濃良和君) この212ページの使用料でございますけれども、何にしてもだんだんと厳しくなってきた、景気が一番大きな影響があるかと思いますが、これ、今までもそうだったんですけども、ふれあい館の中の2つの団体、そのところがやっただけで入ってくる使用料ではやっていけないので、パークゴルフ等のそういうふうな収入のところを回していくと。そんな形でやってきているんじゃないかというふうに思いますが、それでもふれあい館の中の施設をやっただけかんことには、行っても何もなかったということになると、また影響があるかというふうに思います。その対策ということについて、それでもやっていけるというふうなことであれば、それでいいんですけども、やはり大変やという話は耳にするんですが、これに対して町も考えなきゃならんんじゃないかというふうに思います。今までは、町へ入れる使用料、5%でしたか、町のほうへ収入を入れてもらっているというふうにあったのを下げて下げてきているというふうな状況のようなんです、それだけでやっていけるというふうなことになっているのかどうか、お聞きしたいと思います。
- 議長 (小椋孝一君) 産業課長、湯上君。
- 産業課長 (湯上章夫君) 美濃議員の再質疑にお答えいたします。

今言われましたように、ふれあい館の使用料でやっていけるかということですが、公園全体の会計の中で、いろんな収入、バーベキュー、パークゴルフほかあるんですけども、それを含めて現在やっております。ふれあい館だけの収入をピックアップしてやっていけるかということにつきましては、ちょっとお答えができません。全体的な会計でやっておりますので、そういう答弁とさせていただきます。

○議長（小椋孝一君） 11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） 町としてやっていけるかという問題もありますけれども、やってる緑の館と、それからカレーのやってくれてる、あの方々が続けていけるのかどうかという、その点でどうであるかということで、もう一度お願いします。

○議長（小椋孝一君） 産業課長、湯上君。

○産業課長（湯上章夫君） 再々質疑にお答えいたします。

その任意団体、商工会も含めて3つがやっています。カレーのほう、食事のほうやっていたらいるキミノズカフェなんですけども、だんだん売り上げも落ちておまして、実際には、以前のこと思ったら、苦しくはなっておられますが、現在のところ、お話している中では、続けていっていただけるということでお話を伺っております。あと緑の里のほうにつきましても、同じように、売り上げは少なくはなっておりますが、こちらも、もうやめさせてくれとかいうようなお話では現在ございません。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（小椋孝一君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） これで質疑を終わります。

これから議案第30号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） これで討論を終わります。

これから議案第30号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第31号 平成29年度紀美野町農業集落排水事業特別会計予算について

○議長（小椋孝一君） 日程第7、議案第31号、平成29年度紀美野町農業集落排水事業特別会計予算について議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） これで質疑を終わります。

これから議案第31号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） これで討論を終わります。

これから議案第31号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第32号 平成29年度紀美野町野上簡易水道事業特別会計予算について

○議長（小椋孝一君） 日程第8、議案第32号、平成29年度紀美野町野上簡易水道事業特別会計予算について議題とします。

これから質疑を行います。

11番、美濃良和君。

（11番 美濃良和君 登壇）

○11番（美濃良和君） この間いただいた町の計画、その中で、有収率八十何%を今後キープしていくということであったかというふうに思いますが、この予算の中で修繕料とか、その辺のところ当たるかというふうに思いますけれども、その対策、十

分であるのかお聞きしたいと思います。

(1 1 番 美濃良和君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 水道課長、田中君。

(水道課長 田中克治君 登壇)

○水道課長 (田中克治君) 美濃議員の御質疑にお答えします。

有収率についてなんですが、平成28年度前年と比較しまして、全体で1.9%減の80.4%、野上簡水については1%減となっております。福井地区の県道での漏水がかなりありまして、何カ所も続けてありましたので、今は見直しということで、その区間の管路について流量計算等をやっております。

それとあと修繕料のことで、これで大丈夫かと、有収率を上げることは可能かということで御質問があったと思いますが、漏水の多いところの管については、現在古い管から検討しております。今すぐにどこということも答えられませんが、今検討しながら、場所等選定していく予定であります。

以上、簡単ですが、御答弁とさせていただきます。

(水道課長 田中克治君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (小椋孝一君) これで質疑を終わります。

これから議案第32号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長 (小椋孝一君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (小椋孝一君) これで討論を終わります。

これから議案第32号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (小椋孝一君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第33号 平成29年度紀美野町美里簡易水道事業特別会計予算について

て

○議長（小椋孝一君） 日程第9、議案第33号、平成29年度紀美野町美里簡易水道事業特別会計予算について議題とします。

これから質疑を行います。

11番、美濃良和君。

（11番 美濃良和君 登壇）

○11番（美濃良和君） 美里簡水についても、そのところについて、どうであるのか、255ページの産業費の中で、一定の漏水調査とか入っておりますけれども、これからだんだん管が古くなっていく。これはもう野上も美里も上水道も全ての課題ですけれども、管は古くなっていく、そういう中で有収率を下げるということは、それだけ損をすることになってまいりますし、今後の大きな問題になるかというふうに思います。それでなくても、今言われてるのが水道まで民営化をさせるというふうなところの話がちらほらと出てきているようでありますけれども、そうなってまいりますと、本当に町民にとって大きな負担になってくる。そうなってくるとえらいことになるんですけれども、とりあえず、町として、この問題、有収率の改善に努めていただきたいと思います。この金額等で十分であるのかお聞きしたいと思います。

（11番 美濃良和君 降壇）

○議長（小椋孝一君） 水道課長、田中君。

（水道課長 田中克治君 登壇）

○水道課長（田中克治君） 美濃議員の御質疑にお答えします。

先ほどの野上簡水と同じように、美里簡水についても有収率を上げるために、また、美里簡水のほうはかなり有収率が低いということで、鋭意努力しているわけですが、今後とも作業費にあったように、漏水調査並びに現在職員のほうでも漏水調査、今まで何回かやっております。それについて、どういう調査をしたらいいのかということで、各仕切り弁から流量を調節し、流量が来てないというんですか、量が違うところについては、この間が悪いんじゃないかということで、漏探というんですか、管水路を歩きながら、調査等やりながら修繕等やっております。それについての金額についてなんですが、金額については、職員も出たりしながら、できるだけ安く、かつ安全な水をとということで頑張っておりますので、そのことを踏まえてよろしくをお願いします。

（水道課長 田中克治君 降壇）

○議長（小椋孝一君） 11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） 美里簡水全てじゃないですけども、さきにやったミニスーパー事業というやつですね。農林水産業の。それで大体は美里簡水はやってるんですけども、これは農林水産業事業でやったということで、公共施設を通らずに、山の中であれ、畑であれ通ってやってるわけですね。そういうことですから、もちろん管が裂ければ大きな影響出ますし、漏水調査をする上では非常にしにくいというふうに思うんですね。山の中も入らなきゃならんと。そういう中でやっていただかなければならんわけですけども、その改善のため、水道の職員の皆さん方にも頑張っていたきたいと思います。何ととっても有収率を上げるということで、頑張っていたきたいということ、これはもう要望です。終わります。

○議長（小椋孝一君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） これで質疑を終わります。

これから議案第33号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） これで討論を終わります。

これから議案第33号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第34号 平成29年度紀美野町上水道事業会計予算について

○議長（小椋孝一君） 日程第10、議案第34号、平成29年度紀美野町上水道事業会計予算について議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） これで質疑を終わります。

これから議案第34号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(小椋孝一君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小椋孝一君) これで討論を終わります。

これから議案第34号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小椋孝一君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第36号 固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について

○議長(小椋孝一君) 日程第11、議案第36号、固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について議題とします。

説明を願います。

町長、寺本君。

(町長 寺本光嘉君 登壇)

○町長(寺本光嘉君) 議案書、薄いほうなんですけど、議案第36号を見ていただきたいと思います。

議案第36号、固定資産評価審査委員会委員の選任の同意についてということでございます。

下記の者を紀美野町固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法(昭和25年法律第226号)第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

氏名は、岩本介伸。生年月日は、昭和25年12月25日生まれです。住所が紀美野町北野81番地でございます。

この提案理由でございますが、委員を現在いたしてくれておりました、浦啓之さんが死亡されました。それに伴いまして、委員に欠員が生じたため提案するものでございますので、どうか原案どおり御承認を賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

(町長 寺本光嘉君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) これから質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長 (小椋孝一君) これで質疑を終わります。

これから議案第36号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長 (小椋孝一君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (小椋孝一君) これで討論を終わります。

これから議案第36号、固定資産評価審査委員会委員の選任の同意を求める件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、これに同意することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立多数)

○議長 (小椋孝一君) 起立多数です。

したがって、議案第36号、固定資産評価審査委員会委員の選任の件は同意することに決定いたしました。

◎日程第12 閉会中の継続審査の申し出について

○議長 (小椋孝一君) 日程第12、閉会中の継続審査の申し出について議題とします。

産業建設常任委員会から、目下委員会において審査中の陳情第1号について、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (小椋孝一君) 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

◎日程第13 委員会の閉会中の継続調査の申し出について（総務文教常任委員会）

◎日程第14 委員会の閉会中の継続調査の申し出について（産業建設常任委員会）

◎日程第15 委員会の閉会中の継続調査の申し出について（議会運営委員会）

○議長（小椋孝一君） 日程第13、日程第14及び日程第15、委員会の閉会中の継続調査の申し出について、一括議題とします。

初めに、総務文教常任委員長から、所管事務のうち会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しましたとおり、特定事件の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

次に、産業建設常任委員長から、所管事務のうち会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しましたとおり、特定事件の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

次に、議会運営委員長から、次期定例会（定例会までの間に開かれる臨時会を含む）の会期日程等の議会運営に関する全ての事項について、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しましたとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りします。

本定例会に付された事件は全て終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小椋孝一君) 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は、本日で閉会することに決定いたしました。

閉 会

○議長(小椋孝一君) これで本日の会議を閉じます。

平成29年第1回紀美野町議会定例会を閉会します。

(午後 4時02分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成29年3月22日

議 長 小 椋 孝 一

議 員 伊 都 堅 仁

議 員 美 野 勝 男

議 員 美 濃 良 和